

第五十一回国会 社会労働委員会 議 録 第四十五号

昭和四十一年六月九日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 小沢 辰男君

理事 齋藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 河野 正君

理事 伊東 正義君

大橋 武夫君

小宮山重四郎君

地崎宇三郎君

西村 英一君

藤本 孝雄君

栗山 秀君

淡谷 悠藏君

大原 亨君

辻原 弘市君

長谷川 保君

受田 新吉君

出席國務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

國務 大臣 安井 謙君

出席政府委員

内閣法制局参事 (第一部長) 関 道雄君

警視廳長官官 浜中 英二君

警察庁長官官 松永 勇君

大蔵事務官 杉江 清君

(国有財産局長) 佐々木義武君

文部事務官 梅本 純正君

(大学学術局長) 厚生事務官

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

委員外の出席者

厚生事務官 実本 博次君

(援護局長)

総理府事務官 大屋敷行雄君

(恩給局恩給問 題審議室長)

大蔵事務官 辻 敬一君

(主計局給与課 長)

大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計官)

大蔵事務官 徳宣 一郎君

(銀行局特別金 融課長)

文部事務官 笠木 三郎君

(大学学術局学 生課長)

文部事務官 萬波 教君

(調査局宗務課 長)

自治事務官 松浦 功君

(行政局行政課 長)

専門 員 安中 忠雄君

六月九日

委員八木昇君辞任につき、その補欠として中村重光君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中村重光君辞任につき、その補欠として八木昇君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第九六号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊藤よし子君。

○伊藤(よ)委員 戦傷病者戦没者遺族等の援護法ができて以来、毎年と言っているくらい改善がされてまいりまして、もちろんまだ不十分でございましてけれども、こうして改善されてまいりましたことは私も喜んで一人でございます。しかし、私がたいへん気にかかりますことは、せっかくこういう改正案が出ましても、その法の適用を受けるべき人で受けてないような人が、まだ残っているんじゃないかということをたいへん心配するわけです。そこで、昨日もちょっと淡谷先生からもお話が出ていたようにございまして、私も、私はちょっと席を立ったようにしてございしたので全部聞くことができませんでしたが、あるいは重複するかもしれませんが、お伺いしたいのでございまして、最初この援護法ができた昭和二十七年のときに、どういうような方法でもってこの適用を受ける人たちに徹底するようになされたか。本人の申請でございまして、市町村から通知を出したのか、そういう点を一つ伺いたいのと、その後その経過の中でどれだけの人が申請されたか、その件数と、そしてまた、実際に法の適用を受けるようになっていく人がどれだけのか、あるいは審査の過程で却下されたような人はどれだけのか、そういう点をまず伺いたいと思います。

○実本政府委員 援護法ができたときには、どういふような周知徹底の方法をはかったか、それからその該当者の方が請求をされる場合にどういふ手続をするか、それをどういふふうにして周知徹底させたかというお尋ねだと思いますが、援護法という戦争犠牲者のための国家補償の精神に基づきます援護立法ができた二十七年におきましては、待ち焦がれていた対象者の方々には、それぞ、この法律の趣旨その他を、都道府県、市町村のルートを通じて受給者の方々、一般の国民の方々に趣旨の徹底をはかってまいったわけでございますが、この法律で定められておりますいろいろな給付につきましては、この制度のたてまえ上、やはり該当する方からの請求によりまして手続が進められている、こういう形になっているわけでございます。

○伊藤(よ)委員 その点もう少し具体的に――たとえば戦後、戦争が終わりましたのは昭和二十年でございまして、その間非常に混乱した期間があったわけですね。そして二十七年に法律ができたわけですが、その間に焼けて出されて、たとえば初め出た原隊が焼けてはか地方に行ったりとか、ずいぶん変動があった時代だと思っております。そういうときの徹底のしかたは、本人の申請を待ったのか、市町村から、さしてその通知をできるだけ出して、申請を出せというふうなお知らせがあったのか、ただ徹底をさせたというところだけでは、いぶん漏れたのではないかと、このことを心配しますので、そういう点、具体的にどういふような措置をおとりにしたかということをお伺いしたい。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、速記がとりにくいので、ひとつ静粛にお願いすると同時に、発言者は大きい声で御発言願います。

○実本政府委員 遺族援護法に基づきます遺族年金等の請求でございまして、これは、そういうような手続の徹底につきましては、この法律ができましたときに、おっしゃいますように、ただ店を開いて、さあいらっしゃいというふうなかつこう

知徹底させたかというお尋ねだと思いますが、援護法という戦争犠牲者のための国家補償の精神に基づきます援護立法ができた二十七年におきましては、待ち焦がれていた対象者の方々には、それぞ、この法律の趣旨その他を、都道府県、市町村のルートを通じて受給者の方々、一般の国民の方々に趣旨の徹底をはかってまいったわけでございますが、この法律で定められておりますいろいろな給付につきましては、この制度のたてまえ上、やはり該当する方からの請求によりまして手続が進められている、こういう形になっているわけでございます。

○伊藤(よ)委員 その点もう少し具体的に――たとえば戦後、戦争が終わりましたのは昭和二十年でございまして、その間非常に混乱した期間があったわけですね。そして二十七年に法律ができたわけですが、その間に焼けて出されて、たとえば初め出た原隊が焼けてはか地方に行ったりとか、ずいぶん変動があった時代だと思っております。そういうときの徹底のしかたは、本人の申請を待ったのか、市町村から、さしてその通知をできるだけ出して、申請を出せというふうなお知らせがあったのか、ただ徹底をさせたというところだけでは、いぶん漏れたのではないかと、このことを心配しますので、そういう点、具体的にどういふような措置をおとりにしたかということをお伺いしたい。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、速記がとりにくいので、ひとつ静粛にお願いすると同時に、発言者は大きい声で御発言願います。

○実本政府委員 遺族援護法に基づきます遺族年金等の請求でございまして、これは、そういうような手続の徹底につきましては、この法律ができましたときに、おっしゃいますように、ただ店を開いて、さあいらっしゃいというふうなかつこう

知徹底させたかというお尋ねだと思いますが、援護法という戦争犠牲者のための国家補償の精神に基づきます援護立法ができた二十七年におきましては、待ち焦がれていた対象者の方々には、それぞ、この法律の趣旨その他を、都道府県、市町村のルートを通じて受給者の方々、一般の国民の方々に趣旨の徹底をはかってまいったわけでございますが、この法律で定められておりますいろいろな給付につきましては、この制度のたてまえ上、やはり該当する方からの請求によりまして手続が進められている、こういう形になっているわけでございます。

○伊藤(よ)委員 その点もう少し具体的に――たとえば戦後、戦争が終わりましたのは昭和二十年でございまして、その間非常に混乱した期間があったわけですね。そして二十七年に法律ができたわけですが、その間に焼けて出されて、たとえば初め出た原隊が焼けてはか地方に行ったりとか、ずいぶん変動があった時代だと思っております。そういうときの徹底のしかたは、本人の申請を待ったのか、市町村から、さしてその通知をできるだけ出して、申請を出せというふうなお知らせがあったのか、ただ徹底をさせたというところだけでは、いぶん漏れたのではないかと、このことを心配しますので、そういう点、具体的にどういふような措置をおとりにしたかということをお伺いしたい。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、速記がとりにくいので、ひとつ静粛にお願いすると同時に、発言者は大きい声で御発言願います。

ではございませんで、事実上やはり関係職員、市町村の関係の方々がそれぞれ地域を歩かれましてその周知徹底をはかってまいったわけでございまして、お尋ねの、この法律に基づきます給付を受けるための手続といたしましては、たてまえ上、こちらから全部請求の手続をして差し上げるというところをとおしてございまして、やはり請求者の方のほうから所要の手続をしていただく、そのお手伝いは事実上こちらからサービスをするということとはやっておりますが、やはり遺族なり請求者の方々から請求の手続をしていただくということになるわけでございまして。

それで、遺族援護法に基づきますすべての給付は、公務上の理由によりまして傷ついたりあるいはなくなったりした方々の遺族あるいは障害者といったような方々に対して給付でございまして、それが公務に基づくものであるという判断をつけることが一つの眼目になるわけでございまして、それが公務に基づくものであるという資料を出していただくということになるわけでございまして。このためには、先生がおっしゃいましたように、終戦後長い期間、援護法ができましたまでの間でも約七年間ございまして、その間にそういうものを散逸いたしましたり、なかなかそう簡単には集まらないというふうな不便さは、請求者の側にあることは重々承知いたしておるわけでございまして。やはり手続上、どうしてもそういう公務性の判断上ある程度固まった資料の提出をお願いするということは、やむを得ないことであるわけでございまして。ただし、全部その資料を請求者のほうから出していただくというふうなことにたてまえ上はなるわけでございまして、たとえば軍人さんとか軍属さんとかいうような方々に對しまして、その人たちが在職しておられた間の資料は、本来国や県で保管されておるはずでありますから、これについての請求者のお手をわずらわすというよりはもとより避けなければならぬわけでございますが、やはり何と申しましては御遺族の方が保管されております場合のことを考えま

すと、どうしてもそういうお手持ちのものをあし出して願わなければならぬ、こういうことで、わずらわしさをかけさせることはやむを得ないと思うわけでございまして。

それから、証明資料のうちで帰郷されましたあとのものにつきましては、これは先ほどから申し上げておりますように、ぜひ遺族の側から御提出いただくわけでございしますが、それとてなくなつてしまったものまでお出し願うといったのでは、これはなかなか御無理でございまして、そういう場合には、証明資料にかわるものとしたしまして、事情のよくわかるような申し立て書とかはがき、日記、メモといったようなものを、そういう資料にかえてお出し願うというふうな指導もいたしておるわけでございまして。

○伊藤(よ)委員 それは事情はわかりましたけれども、もう一つ、そういう中から、やはりずいぶん徹底しなかった面もどうしても出てくると思うのです。それから、いまもおっしゃるような公務であったかどうかという証明がつくつかないか、ずいぶん私もがみな経験を持っていたわけなんですけれども、その証明がつかない件がたまためとか、あるいは審査で却下されたという件がずいぶんございまして、当時医者にかけられても、よく言われることでございまして、結局核などで死んだ中でも、あとの子供たちのために結核を隠して医者の証明をとって、死亡は結核でなかったというふうなことにした例は幾つも私どもの周辺にあったわけなんです。当時は、もちろん終戦の当座はだれもこういうような国家から国家補償をいただくというふうな考えをしておりませんでしたので、戦死者もやむを得ないとみなあきらめていたといったような状態にございまして、それから、そういう点が非常に多かったと思うのですが、先ほどの件数がその当時最初に申請がありまして、そのうちのどれだけが取り上げられて、そしてどれだけが却下になったか、その後法の改正がたびたび行なわれておりますけれども、そのつど徹底するよ

うにいまのような御努力があったと思うのですけれども、いまそちらの厚生省のほうとして、まだそういう適用を受けられるような対象者でありながら受けていないような人がどのくらいあるかというお見込みでございませうか、もしわかれれば、その点もあわせて伺いたいと思います。

○奥本政府委員 昭和四十一年の四月末日現在で申し上げますと、軍人軍属等の死亡者等にかかります遺族年金、弔慰金等の請求につきましては、二百二十六万六千三百三十一件を受け付けております。それで、それに対しては二百二十六万三千三百三十四件の処理を終わらせて、四月末現在におきまして二千七百九十七件が未処理というところで手持ちになっております。

それで、未処理の内訳を申し上げますと、本来の公務に該当して可決されたものが二百十六万一千九百二十八件、それから屢次の法改正に該当して可決されたものが八万一千九百八十二件でございまして、却下されたものが一万九千四百二十四件でございまして、この却下された一万九千四百二十四件につきましては、大体退職後の事由によつて死亡したものが大部分でございまして、その他死亡した者が軍人軍属または準軍属としての身分を持っていなかったもの、また、請求者が遺族の範囲に該当していなかったものというものが大部分でございまして、いま未処理のものは二千七百九十七件ということになっております。

○伊藤(よ)委員 だいたい件数が少なくなっているようでございましてけれども、問題は、戦死者があとから公報が入ったというふうな方は、先ほどいろいろ遺族の対象がはつきりしなかったとか、最近はいまだに遺族の範囲が広がってまいりまして違いましたけれども、最初のころはわりかた嚴重でしたから、そういう点もあつた問題があつたと思ひます。しかし、やはり戦地で戦死なすつたほうの方は、わりかたつかみややすいと思ひますのでございまして、問題は、戦病者で帰つてこられまして、そしてある期間療養をしていて死んだというケースに、いろいろつかみにく

い点が多いのではないかと思ひます。いま申請をされた中で却下された分というのが出てきたわけですが、けれども、全然申請もしていなかったというふうなケースがいまだにあるんでございまして。たとえば、これは私の身近な問題でございまして、北ボルネオが何かに二回くらい派遣をされて、そして昭和二十一年にマラリアで帰つてきたが、その時分はああいふ混乱した時代でございまして、子供も何人もあるもので、つとめをしかけたのですが、からだが悪いためにつとめができなくて、そうしていろいろ医者にかかったりしている間に栄養失調と、そのうち肋膜炎も悪かつたりいろいろ病気が併発いたしましたので、最後には食道ガンだということになって名古屋の市民病院で死んでおられるわけなんです。ところが、その人は原隊が大坂でございまして、出征中に妻子が愛知県に帰つていて、それから死んだわけなんですけれども、その間二十七年のときに市町村から申請をするようにという話がありまして、そうして小さい子供をかかえて、六人くらい子供があつたわけなんです。ところが、原隊は焼けておりました。いろいろ資料が整わなくて、公務による証明がつかないわけなんです。それだけはいくらいたしておりましたので、話によりまして、終戦と同時に、軍人であるからもし戦犯などにかかるといけないから一切の資料をすっかり焼くようにというふうな通知がありましたので、全部何もかも焼いてしまつて、ただ北ボルネオから二回くらい手紙がきましたのだけをとって、あと全部焼いてしまつたというのです。そしてまた、原隊も戦災のために焼けておるわけなんです。そういうふうなことで非常に資料が整わないで、何度も足を運んだのでございまして、生活が困窮して子供を何人もかかえておるし、日雇いで休んで、たびたび名古屋まで足を運んだり役所へ休んで行くというところまでできなくて、そのうち子供が行つたり何かしている間に、あまりにめんどうなためにそのまま手続を投げつけたというケースがありまして、

いまだにその人は何ももらっていないわけなんです。これは一つの実例なんです。その未亡人は、六人子供をかかえて日雇いをやりながらずっと今日までで、どうやら子供は成長したわけなんですけれども、今日、援護法がたびたび改正をされて、かなりの部分まで援護の手が伸べられるようになっておりますのに、しかもなおかつ二十年たつてこいうようなケースが残っておるわけなんです。それで、その当時の私たちの周囲の話をいろいろ聞くと、ところによりまして――

最近はいへんお役所のほうも、いろいろ法の改正がありますと親切に御通知をいただいたり、もう一ぺん申請してみろというふうなお話があるようですけれども、当時、ごく近くまでは、何とか援護法の対象に引き上げてかけるようにする措置ではなくて、何か、これはだめだ、これはだめだということ、むしろ却下するようなほうに力を入れていらつしやるのじゃないかと思われ、い、いわば不親切な取り扱いが、私どもの耳に入っておる限りにおいては多かったように思ふのでござい。ですから、このケースなんか、そういうふうな事情で持っているものを全部わざわざ焼いてしまつて、写真でははつきり曹長が何かであつたようですが、子供も小さいし、日雇いなんかしている未亡人なんです、そういう程度のことであまりはつきりしたことがわからない。原隊は焼けてしまつてゐるということでございますから、ずいぶん資料が整わなかつたのだらうと思ひます。これは一つのケースなんですけれども、そういうのがまだまだ――先ほど局長がおつしやうした申請をした中で却下された分でない、申請をしない分も残つてゐるのではないかと、このことをたいへん心配いたしますので、現にある問題としてお話を申し上げて、そういうふうな人たちに對して今後どういう方法で、せつかく援護法が改善されてまいりまして、その適用を受けておる人は一応不満足ながらベースアップもされたり、いろいろの關係の幅広い遺族にまで援護の手が差し伸べられてゐるのに、現実にはほんとうに未亡人

で子供をかかえて苦勞しながらやってきた人にもまだ届いていない面がある、こいうふうな点について今後どういふような御処置をされていくのか、ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○奥本府委員 先生のお話は、結局さういふ方々に一番近く接してありますわれわれのほうの窓口に当たります。市町村職員の請求指導上の態度の問題が大きく影響しておるのじゃないかといふふうな考えられるわけでございますが、先生のお話のように、持つておつたものをわざわざ焼いたとかいふたうなことで、公務性の証明のために必要な資料の持ち合わせをいましておられないといふたうな方々も間々あるやに聞いておりますが、的確なさういふ人たちの数がどのくらいあるかといふことは、ちょっと私、いまこゝではわかりかねるわけでございますが、さういふたうな裁定の正否を離れまして、御遺族の立場になつて考へて指導していくように、機会あるごとにさういふ窓口職員の方々に對しましてはいろいろなことを指摘いたしまして、常に遺族の方の立場あるいは請求者の方の立場に立つてものを考へていくようにといふふうな指導しておるわけでございます。

なお、さういふたうな請求者が相当あるはずであるといふふうなことでござい。先生が先ほどお触れになりましたように、援護法もおかげで毎年改正をやつておられて、この改正法の施行されるたびごとに、いろいろさういふたうな範囲の拡大について対象に入る人に対しましてPRといふこともやつておられます、なるべくさういふ意味での改正を無にしないように、つまり請求漏れのないように、いろいろ毎年改正のたびごとにPRはいたしておられます。いたしておられますが、不幸先生のさういふたうなケースもまだ依然として絶無だと言へるやうな現状でないわけでございますから、今後とも、さういふふうなことの正否は別といたしまして、納得のいくまでとにかく相談して差し上げて、なるものはなる、ならないものはならないが、とにかくやるだけやつてみよう

う、さういふふうな態度で、窓口の接触機関の人の指導につとめてまいるといふふうな考へておるわけでございます。

○河野(正)委員 関連して、ちょっと大臣に聞いていたいただきたいのですが、なるほど援護法の改正の趣旨といふものは、できるだけ救済をしていこうといふ気持ちには私もわからないわけではないのです。ところが、實際運用面においてそのように適切に運用されておるかどうかといふことについては、きのう淡谷委員からいろいろ御指摘のございましたように、必ずしも私どもはこの援護法の精神どおりに運用されておるといふふうに理解できない。そのことは、具体的にいろいろ国民の不満なり、また苦情なりといふやうな形で出てきておると思ふのです。ところが、私ども戦争を体験した一人でございますから、さういふやうな体験から申し上げても、この公務性の認定ですが、これについても、いろいろ疾病の中で公務性を認定する場合に医師の技術といふ問題もあると思ふのです。それからもう一つは、やはり環境といふものです。たとえば内地の当時の第一陸軍病院といふやうな非常に施設の充実したところはけつこうですけれども、野戦のごときは、学校を出て全然臨床の経験のない人が軍医で、さういふ人が主として第一線に来ておるわけですね。しかも検査する、あるいはまた精密検査するといふやうな施設もない、さういふやうな背景があるわけなんです。そこで、さういふ非常に内容の伴ない環境の中での条件といふものが一つある。それからもう一つは御承知のように、戦争が始まった当初は甲種合格といふやうな非常に頑健な人が入つておつたわけですが、だんだん戦争が末期に近づきますと、本来から言へば軍籍を持たぬでもいふやうな方々が、やはりずいぶん応募されておるわけですね。しかもさういふやうな体力が非常に劣つておる、あるいは体格が非常に劣つておるといふ悪条件に加えて、非常に義務が重くされるという点が一つある。それからもう一つは、たとへば主として結核等に言へることですけ

れども、終戦後復員して帰つてきた、あるいは内地で除隊をしてきた。ところが、当時の国民感情としては、今日は化学療法が非常に発達をしてまいりまして、そして結核おそれるに足らず、結核といふのは不治の病じゃないといふやうな認識になつてしまつたけれども、あの戦争中から終戦後にかけては、やはり国民の中では、結核といふものは不治の病だ、自分のうちから結核患者が現れれば孫の末代まで縁談にもかかわる、あるいは嫁の来手がなないといふやうな国民感情はあつたと思ふのです。ですから、やはりさういふ国民感情のもとに、できるだけ結核といふ病名がつけられることを忌みきらふといふ一つの風習があつたと思ふのです。私は、さういふ三つの条件といふものを考へなければ、援護法の精神といふものがほんとうに運用されるというやうなことは考へられぬと思ふのです。そこで、私のところへはいろいろな人からしつちゅう苦情が出てくるわけですね。それらをよく調査してまいります、いま私が三つの点を御指摘申し上げましたが、その三つの面といふものが、援護法でいわれております精神とは別に運営されておる。恩給の裁定その他については運用されておるといふやうなところに、国民の不平なり不満なり苦情といふものが私は存在していると思ふ。

また、これは淡谷先生からさういふ非常に強く指摘されたところでございますけれども、特に審査会の審査規程といふのが内規といふのか知りませんが、それだけでも、さういふ基準といふものについて、この際大幅に考へていただく必要があるんじゃないか、さういふことを考へる。といふのは、さつき申し上げましたように、この公務性を認定する側の条件といふものが整つていない。これは医者が非常に未熟だつた。当時は、医学専門学校のあるいは大学の医学部を出ますと、もう臨床経験も何もない人が軍医になつて行つていたので、さういふ悪条件。それから内地のおもな病院は別として、その他の病院あるいはまた外地では、ほとんど精査をしたり検査をしたりするといふ施

設がない。特に隊付勤務なんかそうですね、何にもないのですから。そういうような条件、それからさつき申し上げましたように、非常に体力の劣った人が応募した、こういう条件、それからい

ま一つは、たとえば一例ですけれども、結核なら結核というものの対する国民の認識のしかた、こういうような背景というものを考えながらその裁定をやるということにならぬと、やはり国民の不平等なり苦情というものは尽きぬと私は思う。そのためは、やはりこの審査の基準なりというものを対して相当この際お考え願わぬと、そういう問題の解決というものは抜本的にできぬ、こういうふうには私は思うのです。そこで、これは今日まで残っております問題を解決する意味においては非常に重大な問題でございますから、ぜひひとつ大臣から温情あるお答えをお願い申し上げます。

○鈴木国務大臣 先ほど来伊藤委員及びたいま河野委員からお話があったわけでございますが、援護法の事務の執行にあたりましては、やはり遺族の方々の気持ちを十分理解をし、その気持ちになってこの援護法の運用をしようとする、このことが、私は援護法の精神を生かす一番大切な問題ではなからうか、こう思うわけでございます。しかしながら、終戦後だいたい年月も経過をいたしておるわけでありまして、証明すべき資料等もなかなか調査には時間を要する、非常にむずかしい困難な審査が必要である、こういうこともまた一面にあるわけでございます。ただいま河野さんからお話がありました公務性の認定の問題につきましても、当時、戦時中のいろいろな客観的な事情からいたしまして、十分それを認定するような資料等に欠ける面がある。また、非常に困難な条件もある。いろいろなことで御遺族の方々に御不満なり意に満たない点が多々あらうかと思うわけでありまして、その点、私ども政府の関係者も申しわけない、こう思っておるのであります。しかし、この執行事務の改善あるいは証明資料の検討、審査等にあたりましては、ただいま冒頭に申

し上げましたように、遺族の方々のお気持ちを十分体して、その気持ちになってこの援護法の適正な運用をしていく、こういうことに今後とも特段の配慮をいたしたい、こう思います。

○伊藤(よ)委員 ただいまの大臣のおことばで、ぜひそのようにしていただきたいと思うのでございます。たいへんくどいようでございますが、いまあげましたのは一例で、これはほんとうに苦勞をした未亡人が現在まで何の援護の手も受けなかったという実例でございます。いまなお私もいろいろ努力をして、何とかこの苦勞に對して、最近援護法が改正になりました、かなりな人たちがいろいろ援護の世話を受けておられる際でございますので、やっていきたいと思っております。その他にも私のところへときたま訴えられて、そうして私がいろいろ役所へ足を運んだりいたしまして解決した問題が三、四ございまして、それなどにつきましても、これは結局私のところに來られて、私が熱心に県の世話課あるいは援護課などへ足を運んだから解決したので、もしその人ただけであれば、とうてい解決しないようなケースなんでございます。そういうのがあるわけなんです。そのたびに、まだまだこういうような人はたくさんあるというふうな話を聞いておりますので、先ほどこの未処理の分が二千幾らあるとおっしゃいましたけれども、そういう際の審査会の審査員などの構成が、いつもございまして、どういふふうになつてゐるのか。また、ただいま河野委員から御質問の中に詳しくお述べになりましたと同じような点でございますので、繰返し申し上げませんけれども、ひとつぜひこの未処理の分などにつきましても、いま大臣が御答弁になりましたようなお心持ちで、私が非常に心配するのは、運よくと申しましようか、たとえば周囲にそういう手続などが十分にできる人がおる場合には早く処理をされるのですけれども、お百姓であるとか、あるいはまたその人がおぼあさんであるとか、未亡人でもあまり手続などが十分にできないような人でございまして、非常にでき

ないでございまして。ですから、アンバランスが出てまいります。ある人はたいへん援護を受けておられるのに、同じよりもっとひどい条件にある人が受けられないというふうなアンバランスの点が出ておりますので、そういう点のないように、ぜひ今後とも御努力をいたしたいと思つたのでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように、戦争で病氣を得て歸りまして、結核などの場合にはずいぶん長く療養がかかって、いまの規定では、結核や精神病者の場合には、帰つてまいりまして六年以上に死んでおることが証明がつけば、援護法によつて処理されるのでございまして、それ以上だとだめでございまして。

○実本政府委員 お尋ねのケースが公務であるというところでございまして、いま先生のおっしゃつたような、帰つて何カ年の間に死亡したといったような期間の制限はございません。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

公務傷病と言えない傷病につきまして勤務関連というふうな場合に、あるいは公務とみなすというところで、そういう公務傷病と認定されない傷病につきましては、先生がいまおっしゃつた結核と精神病といったような病氣につきましては、たとえば戦地また事変地におきまして傷病で、故意または重過失によることが明らかでない者につきましてはこれを公務傷病とみなすというふうな処遇もやっておりますし、それから内地におきまして勤務に關連して死亡した者につきましては、これも特例法による処遇をいたします。それからこの在職期間内に公務上傷病を受けて退職後一定期間内に死亡した者、それから戦地に六カ月の勤務しておられまして、その人が退職後一定期間の間に死亡したときにつきましてはやはり遺族一時金の処遇をするといったように、この公務傷病でない者につきましてもそのケースを公務傷病とみなす、あるいは公務傷病に準じた扱いをいたしまして処遇をする。先生がいまおっしゃつた結核、精神病につきましてのケースに最後申し上げ

ましたものが当たります場合、つまり遺族一時金を差し上げる場合、戦地勤務を六カ月以上やられた方が退職されまして一定期間の間結核ならたえば六年、あるいは精神病なら六年、それ以外の病氣なら二年といったような期間の以内になくなられた者につきましては、それを処遇の対象にするといったような便法をはかつておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 関連。いまの問題ですが、最初から結核なら結核、それで肺結核ということになつていった場合にはそれがスムーズにいっているんです。ところが、こういう例が出てくるわけなんです。たとえば満州で、あの終戦に近い熾烈なる勤務しておつた。そして肋膜炎として診断された。それで野戦病院なら野戦病院におつて後方に送られてきた。それから除隊になった。その後今度は肺結核という病名で診断された。その場合に、今日の医学では、肋膜炎というものがあつたときに、必ず原発の病氣として肺結核があるという考え方になつてゐるわけなんです。ところが、以前は、肋膜炎というものと肺結核というものは別のもので考へていた。したがつて、どうも軍務に服しておるときに胸膜炎として診断された。後にそれが肺結核になつてゐる。こういうときに、病名が違つてゐることによつて却下されてゐる面がたたくさんあるのです。現にそういう人があつたのです。現に総理大臣にそういうことで提訴している人もあります。これは、今日のいまの伊藤先生の言う審査会の審査をする医者はそういうことを一体わかつてゐるのかいらないのか、私はしばしばそういう事件にぶつかつて頼まれてゐるいろいろな事柄を、非常に疑問に思つてゐる。一体いま審査してゐる人たちは、昔の考え方であるのか、いや、必ず原発の病氣として肺結核があるという今日の医学の考え方を知らないでやつてゐる。したがつて、そういう非常な不幸な事態になつておつても、結局今日何らの国の手当てを受けておらない、そして泣いておる、こういうような事情がた

くさんあるであります。そこらの点は一体どう
いうようにお考えになるのか。昔の医学をそのま
ま考えているのではないかという事を思うので
すね。ですから、肺結核は初めから肺結核とい
うことで診断されなければいけません、不幸にして胸
膜炎という診断を受けておつたために、それから
しばらく後に発病して、今度は一応除隊になつて
から再発した。ほんとうは再発ではないのです。
ずっと続いているのです。続いているのだけれど
も、再発したということになって、その間の期間
が少し切れているために、そういう審査を受けて
泣いている人が相当あるのです。だから、私は、
それは改めてもらいたいと思うのだけれども、も
ちろん、遺族にも、そういう人たちはたくさんあ
ると思うのです。ですから、そこらの点は援護局
ではどう考えているのか。そういう今日の医学の
考え方というものは取り入れていないと私は思う
のです。その点いかがですか。

○鈴木国務大臣 援護法上の公務に基づくところ
の傷病の範囲の認定の問題であります。まず、
恩給法と援護法との間に、その認定において相違
があるのではないかと問題が一つございま
す。この点につきましては、恩給法におきまして
も援護法におきましては、これは同じような趣旨
でつくられておるのでありますから、範囲の認定
等につきましては、基準を同じゅうするように政
府としては審査の面等におきましてそこに統一性
を欠かないように、できるだけの配慮をいたして
おるわけでありまして。

それから、ただいまの長谷川さんの御意見で
ございまして、医学も申すまでもなく日進月歩で
あり、いろいろ今日の医学で見てもいろいろ場合
において、過去の傷病に対するところの学問的
な、あるいは医学的な認定等が不十分であった、
そういう点が必ずしもなきにしもあらず、私はこ
う考えるわけでありまして、私も、今後の審
査におきましては新しい医学、そして正しい病
の認定、そういうものに基いて援護法、恩給法
の傷病の認定等につきましては万全を期してい

たい、かように考えております。

○長谷川(保)委員 私の頼まれて扱った事件も実
に気の毒な事件であります。これは徴用船に乗っ
ていた軍属ですが、あるところで非常なあらしの
日に船の綱を岸壁にかけるといふ仕事をしてい
た。それで岸壁にたたきつけられまして、ひどい
打撲を受けて失神をした。一応病院へ入つてな
おつたのでありますけれども、それからしばらく
たつて、今度はそのひどく打ちましたところの足
がカリエスになった。私もそういう病人を始終
扱つておりますから見ますと、明らかに原因は
そのときのひどい打撲にある。そしてそのとき
骨を痛めておる。そこから起こつてきていると思
われるのでありますけれども、ところが、これが
ある期間がありますために全然別のものとされ
ている。気の毒にその奥さんは、実はその船員の方
の兄さんの嫁であつた。それが戦争で戦死して、
それでいなかのことでありますから、まだ若い身
空、子供も一人あつてかわいそうだから、その弟
が直るということになつて、直つた弟がそういう
かっこうになつた。それ以来今日に至るまで、も
う全く身動きのならない形でうちで寝ておる。食
うに困る。わずかに二、三反の畑があらすため
に、これがまたじゃまをして生活保護その他に
かからないという形になつて、子供も三人くらい
かえていられるのでありますけれども、何らの援護を
受けられないという非常に気の毒な事件を私頼ま
れたことがある。今日、その婦人は、いなかのお
百姓さんでありますけれども、やむなく家業を全
部やめて保険の勧誘員をしていらつしやと思つ
て心配しました。そういうような、ちよつと期間
が切れました場合に、非常に困る問題が今日起き
ていられるのです。私は、こういうのは、最初から
関係と関連して考えればわかるのではないかと
思ふのです。私も、実は本人があんまりかわいそ
うですから、この書類を援護局に持っていってや
つたことがあるのです。ところが、これは審査の結
果、何べんやってもだめだ。こういう事件があつ

て、戦争のほんとうの犠牲者である未亡人たちが
非常に泣いている事件というものが全国に相当あ
るのです。どちらにしてもそれは非常に不幸な事
件でございまして、私は、これは国がどこかで責
任を負わねばならぬと思ふのです。私はその人た
ちにも数年会ひませんけれども、おそらく土地
を売つて生活保護にかかるよりしかたがないだろ
うと思つて見ていたが、そこまで押してい
たら国が見なければいけなかったのだから、そこ
らのところは、戦争の犠牲者を二重、三重に受けて
おりますような者については、やっぱり援護局の
ほうで審査しますときに、ある意味では有利な考
え方を持つてその戦争犠牲者を救つてやるとい
う行方を持たせんと、単に期間がちよつと切れて
いるからという機械的なことだけでみんな切られ
てしまつてそういう戦争の犠牲者が救われな
いという事件がありますから、こういう問題はひと
つぜひ考えてやつてもらいたい。これは、伊藤先生
のお話もすいぶんそういうお話が多いと思ふので
ありますが、ぜひそういう点は考へて、最初の原
因と発病したときがちよつと期間が切れておりま
すのはみんな切られてしまふのですが、そういう
ことをお願いしておきます。

○伊藤(忠)委員 いまの長谷川先生の御質問と同
じような、先ほど私が触れました結核の年限の問
題ですけれども、私がときたま知つていけるケー
スでも、海兵団に入団して結核で発病したわけなん
ですけれども、最初は傷寒軍人療養所へ入つてい
たのです。ところが、それは二十六年に死亡して
いるわけなんですけれども、発病したのは十五年
でございまして、最初、死んだ当時は、先ほど
局長がおっしゃいました勤務関連のための発病で
あるからという証明で処遇を受けなかつたわけ
です。公務だという認定がつかない。しかし、
その後いろいろ法の改正もあつたようだけれど
も、ともかく開病生活を長くしております。結
核などで長く寝ておられますと、むしろ六年以内
に死んだ人よりも、家族、遺族にとっては経済的

にも非常に困るわけなんです。そして、勤務関連
の場合でも、先ほどおっしゃいました法の改正に
よつて何らかのあれが受けられるのかしれません
けれども、いづれにしても開病生活が長いから、
かえつて遺族にとっては困るというふうな状態も
ありますので、いまの長谷川先生のお話と同様
に、そういう点についても、審査会の御審査のし
かたについてももう少しあたたい目、ただ期間
がどうであるからという点で、私はできるだけ法の
適用を受けるように御配慮をお願いしたいと思つた
です。その点が一つ。

それからもう一つは、戦傷病者等の妻に対する
特別給付金支給法案が今度出ておまして、確
かに、私も婦人の立場からいたしまして、けがを
した人の奥さんというものは年じゅう苦勞してや
つてきているわけなんです。たいへんこの法改
正は私もありがたいことだと思ひまして、ぜひ
実現を望んでいられるわけなのでございませ
んけれども、こういうようにだんだん幅広く、いろん
な点まできこまかく援護の手が伸べられるよう
になつてまいりますと、特に本人が戦傷を
受けてまして、貫通銃創とか、ときたま私のところ
に來た人でございまして、三カ所も四カ所
も傷あとが残つておまして、すいぶんそのたま
あととなかなか残つておるわけなんです。そしてや
やくなおまして、現在生活に特別そのことのため
に不自由をされているといふことではございま
せんけれども、当時は、目症といふのでございま
す。か何ですか、目症くらいに当たる症状だといふ
んです。それで、数度までしかだめだといふの
で、軍人の傷病恩給ですが、その対象にはなら
なかつた人なんですけれども、最近こういうふう
にいろいろ幅広く援護の手が伸べられるようにな
りますと、やはりその人たちが長い間苦勞をいた
しまして、ようやくくつこを引かなくていいよ
うになつて、現在そのために生活が不自由してい
るとかそのために働けないという状態ではござ
いせんけれども、たいへん苦勞したわけなんです

ね。そういう人たちに對しても、明らかに戦争によってけがをしたとあり、いまは、指一本ないといかないとか、明らかに指がないとかあるいは顔に大きなけがが残っているといふことではないと傷病恩給はもらえないようなのですけれども、恩給としてでなくとも、いまの戦病者の妻に對するよう、何らかの手当というのですか一時金のようなものでも渡すような御配慮、そういうこと、御研究は何か考えられないかと思ひますと固定した状態に對して傷病恩給といふものが渡るのが、過去にどうであつても現在生活に不自由していなければ、その証明がつかないだめだ——私が扱つてまいりましたら、病院でそういう証明ができないといふこと、病院を聞きまして、ときに神経痛くらい起きるようでございますけれども、さてそれじゃ、第一症といふのだったようですが、そういうのに何か一時金でも渡すような、そういうような御研究はございませんか。現実には幾箇所もたまたまの傷あつたまま残っているわけなんです。それがすつかりなると、療養費は出たのでしようけれども、本人はずいぶん不自由したり、そのために働く場所も限られたわけなんです、現在はどうやら生計は営んでいくわけなんですけれども、そういうケースはどうでございますか。今後そんな点の御研究はございませんか。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

○実本府委員 いまのお話のケースでございますが、いま先生のおっしゃいました貫通銃創が何かでお受けになりました傷そのものの治療につきまして、戦病者特別援護法という法律がございまして、その中で、その傷の治療につきまして全額負担で医療を給付するということになっていくわけでございます。

それから、そういう目症程度の方々に對しましては、おっしゃいますように、現在の援護法では処遇の對象が軍人軍属の場合で第三款症までござ

いまして、目症程度のものについてはそういういたしやうでございまして、それにはそれ相當の理由があるわけでございますが、しかし、それは申しまして、おっしゃいますように一つのハンディキャップであることには間違いないわけでございます。そういう方々の援護なり立ち上りのためのささへの措置といふものは、実はいまのところ援護法なり戦病者特別援護法のほうではできかねておるわけでございますが、たとえば一般的に申しますと、所得税あたりで年六千円の控除があるとかいふような措置は行なわれているわけでございますが、一般的にそういう措置以外は、特にこの戦病者遺族援護法の系統ではまだ処置しかねておる状態でございます。

○伊藤(上)委員 援護法ができたのが二十七年でございますが、私のところへ来た人は、それ以前に足なんかびっこ引いてずいぶん苦勞してなかつたわけなんです。ですけれども、当時、三十四年何かに調べたときには目症といふので、まだ多少のあがが残っているという程度でございますが、戦病恩給は受けられなかつたのですけれども、とにかく本人がそういう苦勞を長く受けて、そしてそれがなかつたのです。現在は生活のために不自由するほどではないにしても、そういう経験のある人たちに對しても、今後援護法の改正につれてこつこつと面も御研究になって、いま申し上げるやうに一時金なりと何らかのものが渡すやうに、そういう御配慮をいたしたいということを御要望申し上げておきたいと思ひます。

それから、私はこれで最後でございますけれども、いろいろ先ほど申し上げましたように、まだまだたくさん未処理の方もありますし、また、申請に至らないやうなケースも私が申し上げましたやうにございまして、そして、いま申し上げるやうに、戦病死した人の中にも、運悪く、むしろ不幸でありながらそういうやうな期間が当たらないやうな、審査に公務性が認定されなかつたというところのために、まだ多数の人がせつ々しくの國家の御意図にもかかわらず、援護を受けておらな

いというふうな人が残つておると思ひますので、そういう点について、せつ々しくでございますから不均衡のないやうに、援護法ができました以上はできるだけの人が当たるやうに、適用を受ける人に援護の手が伸べられるやうに、今後ともそういう点の格段の御努力をいただきますやうに、最後に大臣の御所信を承つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 先ほどお答えをいたしましたやうに、援護法の精神を十分生かしますやうに、この施行にあたりましては十分第一線の都道府県でその事務に当たつておられます者も指導いたしますし、私どもも十分御趣旨に沿つて最善を尽くしたい、かやうに考えております。

○田中委員長 大原亭君。

○大原委員 最初に厚生省にお尋ねするのですが、戦病者戦没者遺族等援護法が制定されてから、軍人軍属、準軍属といふやうにそれぞれ範圍が拡大されたわけでありまして、軍属について先般の改正で相当拡大をされました。準軍属につきましても御承知のとおりであります。そこで、最初に質問したいのは、総動員法関係で準軍属として処遇をされておるその對象になつた人、これをひとつあげていただきたい。

○実本府委員 準軍属の本年の一月一日現在におきます弔慰金の裁定数で先生のお尋ねの数をあげてみますと、総動員法関係の徴用工あるいは動員学徒の人たちの件数が二万四千四百四件でございます。國民義勇隊員が一萬二百五十三件でございます。

○大原委員 それでは、警察庁の官房長が見えておるわけですが、若干時間の都合もあるやうですから、そのほうにまいりたいと思ひます。私は、戦争犠牲者の救援にあつて、本援護法の第一條の精神からいって、防空法關係をぜひ取り上げるべきである、こつこつと見解の上に立つわけでありまして、いろいろ私は資料を収集いたしましたわけですが、それにつきまして警察庁側のお考えを最初にお聞きまして、逐次關係官庁の方々の御意見

並びに厚生大臣の御意見を聞きたいと思ひるので

す。昭和十八年、十九年、さらに二十年にかけまして、つまり本土決戦にあたりまして防空体制を整備したわけでありまして。そのときに、これは現地の資料から出てきたのでございまして、昭和十九年の九月二十二日の閣議の決定に基づきまして、地方防空本部の各段階の体制が最終的に整備をされました。それから、それとともに帝都の防空体制を整備することにつきましては、勅令が出たのでありますが、その九月二十二日の中央、地方におけるやうな防空体制を本土決戦に備えて整備をいたしました当時の閣議決定と勅令は、あらかじめ質問を通告いたしておるのです、でございますかどうか。これは、いま手元になければ、わからなければわからぬ、さらに調査をするといふことであれば調査をする、こつこつにお答えいただきたい。簡潔にお願いいたします。

○浜中府委員 ただいま手元にございませぬので、さらに調査をさせていただきますと思ひます。

○大原委員 防空法はもろに当時の立法にあるわけですが、防空法の第十二条に基づきまして、防空の実施並びに訓練に従事いたしました者を對象といたしまして、それに伴う傷害、疾病、死亡等に対しまして扶助規定を勅令で設けることにしておることは御承知のとおりであります。その第二條にそれぞれ項目をあげてあるわけでありまして、私は一項目ごとにつきまして、これは警察庁のほうの当時の事実關係でございまして、これを明らかにしたいと思ひます。

第一に、防空監視隊員であります。防空監視隊員はどのような根拠法規に基づいて編成されたのか、当時の法律關係をひとつお答えをいただきたい。

○浜中府委員 防空監視隊令は、防空法の第六條ノ二に基づきまして、「行政官庁ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ適當ト認ム

ル者ヲ指定シ監視ニ従事セシムルコトヲ得、この規定を受けまして、防空監視隊令というものは昭和十六年の十二月十七日、勅令の第百三十六号でございませう。この監視隊令に基づきまして、その組織なり、任命、要員その他が規定されておるのでございませうが、第一条に「地方長官ハ航空機ノ來襲ノ監視ニ従事セシムルヲ防空監視隊ヲ設置スベシ」と、この監視隊の設置は地方長官の義務といたしております。なお、それぞれの県におきまして配置とか編成等は、地方長官が防空計画で定めることになっております。大体組織といたしましては、本部と数カ所の監視哨員からなっております。本部には隊長、副隊長、本部員、監視哨に哨長、副哨長及び哨員等がおりまして、それぞれ地方長官が命ぜられておるのであります。なお、隊員につきましては、ただいま申し上げましたように地方長官が指定した者をもって組織するということになっておりますが、ただし、警察官吏等もそれに加わることができるという形になっておるわけでありませう。

○大原委員 次に、第二の問題といたしまして警防団員でございませう。警防団員は防空従事者扶助令の第二条の第二番目にあげてあるわけでございますが、この警防団員の国との権力関係、こういう問題につきましては、ひとつ当時の法律関係を明らかにしていただきたい。

○大原委員 警防団令は昭和十四年一月二十一日勅令第二十号で定められております。したがって、第一条に目的といたしまして、防空、水防、消防その他警防に従事する。これは地方長官が職権で、または市町村長の申請によりまして警防団を設置することとなっております。団長や副団長は地方長官、その他の隊員は警察署長がこれを命ぜられております。なお、警防団は地方長官がこれを監督しておりますし、こまかな実際の業務につきましては、警察署長または消防署長が地方長官の命令を受けまして指揮監督をいたしておるものでございませう。警防団員のこまかな服務

規律等の規程は、それぞれの県で地方長官が定めることと相なっております。

○大原委員 防空従事者扶助令第二条の第六番目でありませうが、これは警察関係ですからお尋ねするわけですが、防空法の第八條ノ七により緊急防火に協力したものとしようふに該当者があるわけでありませうが、この対象者の政府との権力関係——これは部落会、町内会、隣組を国の行政の末端補助機関といたしまして、勅令並びに法律で規定したたことと申すのでありませうが、その間の権力関係に対する解釈、見解をひとつ明らかにしてもらいたい。

○浜中政府委員 第八條ノ五は、御承知のとおり空襲によつて建築物の火災を生じた、こういう場合に「其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ム所ニ依リ之ガ応急防火ヲ為スベシ」と、かようになっておりますので、こういうふうにあらかじめ命令をもつて定めております者は、政府の命令に従う義務を持つておるものでございませう。そういう意味におきましては、いわゆる防空組織の末端の役割りを果たしておるものと思われませう。ただ、その場合に、前項の場合においては、現場付近における一般の國民に對し、緊急防火に協力すべしという二項が規定されてございませうが、その辺の権力関係をいかに御説明すべきか、私どもといたしましては、いわゆる公務に對し、協力援助したものと申すような関係にあると思っております。

○大原委員 防空法では、八條ノ七にそういうふうな概括的に規定をしてございませうが、それらに基づきまして部落会、町内会、隣組、つまり隣組を、勅令におきましては、市町村ノ補助の下部組織トスルと規定してあるというふうな私の資料ではなっておりますわけでありませう。それから、その勅令を昭和十八年に、法律第八十号によりまして市制を改正し、また八十一号で町村制の一部改正をいたしまして、これらの機関を市町村長の補助の末端機関とするというふうな、行政の補助機関であるということを確認にいたして、そうして

いろいろな配給業務はもちろんですけれども、防空業務に對する法律関係を明らかにいたしておると思ひますが、私のそういう見解に對しまして、あなたはどういうふうな御解釈になりますか。

○浜中政府委員 実は隣組の關係につきましては自治省から御答弁願うのが筋かと存じますが、ただ當時は、昭和十四年ころ内務省の通達で、自衛的な自衛組織として発足したてであります。その後戦争がだんだんと深刻になるに従ひまして、そういう組織が、ただいま御指摘のような形に漸次改変されてきたのではないかと、かように考えておるわけでありませうが、その辺の關係決定とか通達等のものにございませうが、現在手元にございませうので、よくその辺は研究させていただきますと思ひます。

○大原委員 私が言ったのは勅令でなしに、内務省訓令です。最初は内務省訓令で規定いたしました。昭和十八年に法律八十号並びに八十一号によりまして、市制、町村制を改正いたしました。市町村の末端補助機関にいたしました。當時のこの資料を——これは自治省が受け継ぐべきものですか、それとも當時の資料が散逸をいたしておるのですか。私は、いろいろ収集するのにはいふぶん苦労いたしました。どういふ事情か、ひとつその辺も聞かしてもらいたい。

○浜中政府委員 敗戦、占領というかつて経験したことのない事態に當面いたしました。一部警察關係の資料は占領軍に押えられたというやうな事情もございませうが、また、いろいろな書類をそのときに十分に整備しておけばよかつたわけでありませうが、不用意のうちに焼却したというやうな事実もございまして、この辺の収集に私もたいへん苦労いたしておるわけでありませう。ただ、先ほど申し上げましたように、隣組、町内会の組織という点につきましては地方局とも連携を保つて指導いたしておりましたようでありませうので、その点につきましては關係の省ともよく協議して善処させていただきますと思ひます。

○大原委員 當時の事情はわかるし、戦後は、内務省は解体になつて警察庁や消防庁や自治省や建設省等に分かれておりまして、その若干の事情はわかるわけですが、わかるわけですが、そういう法律關係は、今日閣議決定や勅令あるいは内務省訓令等は明らかにするはずでありませうから、この点はさらに明確にしたい、こういうふうなことは要望いたしておきます。ただ、この際、私が最初に申し上げましたが、昭和十九年九月二十二日の閣議決定、あるいは帝都防空につきましては勅令に基づきまして、内務大臣を頂点といたしまして、警察署長を末端の第一線の指揮官といたしまして防空体制を整備いたしました。軍官民一体の本士決戦の体制をとつておつたことが、法令上あるいは閣議決定上予想できるのであります。特に九月二十二日の閣議決定のそういう資料は、當時の新聞にも出ておるわけでありませう。大々的に出ております。したがって、閣議決定は私がさがしてもいいものと見ておつておられますが、これは警察庁のほうにございますか、それとも私は要望いたしておきますので、善処していただきたいと思ひます。

○浜中政府委員 御指摘の点につきましては、十分に資料の収集につとめさせていただきますと思ひます。

○大原委員 それでは、これは警察庁でも自治省でも厚生省でもよろしいのですが、お答えいただきたいのです。町内会長、部落会長は市町村長が任命することになっておまして、隣組は、その下にある隣保組織としておるわけでありませう。それがいわゆる防空の実施並びに訓練——防空法は昭和十八年に改正をいたしております。警察庁のお手元にならぬやうであります。十二年に制定いたしました。十八年に改正いたしました。訓練に訓練が加わつております。それから防空の実施並びに訓練、こういうものに對しまして行政官庁、實際には警察署長が第一線に出ました。しかしながら、防空本部には、都市その他によつてなんでもございませうが、それぞれ軍の參謀その他軍の關係

[illegible]

したい、こういうことで、文部大臣も熱意を持
てこの問題の研究に当たることをお約束をいたし
ておるところでございます。私ども、このお気の
毒な事情に對しましては十分御同情を申し上げ、
また、何とか援護救済の措置を講じたい、こうい
う熱意のもとに、私の所管であります援護局はも
とよりありますが、文部省当局にも連絡をとり
まして鋭意引き続き調査を進めておる、こうい
う段階でございます。

○大原委員 防空従事者扶助令の第二条第三号に
あげました防空法第六條第一項、これについて
は、医師、獣医師や看護婦や助産婦、保健婦、そ
ういふ人々を対象としていることははっきりいた
しておるのです。第二項もはっきりしておるはず
なのです。で、当然法律が出て勅令が出る、ある
いは各省の訓令等が出て、その命令系統が確立を
して各級の防空本部にわたっているのです。これは
中央あるいは地方長官、あるいは市町村の防空本
部長、各級にわたっているわけですね。六條第一項、二
項の罰則、これはあなた知っていますか。——私
が言います。六條第一項、二項の罰則は、一年
以下の懲役、一千元以下——現在に直せば四十万
円だ、その一千元以下の罰金、こういうことにな
ってあるわけですね。その特殊なそういう技能者
に対する命令のしかたはどうなっているのかという
ことは、私はあとで聞きますけれども、ともかく
も長崎医科大学の学生の四百数十名については戦時教
育令をも考え合わせてやりたい、こういう文部大
臣と厚生大臣の御相談であるというふうなことな
んです。これも私は念のために聞いておくのです
が、わからなければわからぬと答弁してくださ
い。戦時教育令のどの条文にこれは適用するの
かというところについて……。

○鈴木国務大臣 具体的に第四條が一番関連がある
わけですが、この戦時教育令の趣旨を全
体的に私ども把握いたしまして、これによって援
護、救済の措置がとられないかどうか、また、事
実関係をまず調査しなければいかぬ、こういうこ
とで文部大臣にお願いをしておるわけでありま

が、私は、この戦時教育令の事実関係が明らかに
なりますれば、その趣旨を十分取り入れて、援護
法の改正等の面でその援護、処遇の措置を検討し
てみたい、こういう趣旨で戦時教育令に基づく事
実関係の調査、究明方を文部大臣にお願いして
おる、こういうことであります。

○中村(重)委員 関連。厚生大臣が、被爆した長
崎医大四百六十七名の犠牲者に対して、何とか措
置しなければならぬということ、熱意を持って
取り組んでおるといふことはよくわかるわけなん
です。歴代の大任が、被爆対策としてもっと積極
的な措置をやったというふうな要求に対しては、
は、なかなか前進がなかった。衆参両院における
被爆者援護強化に対する決議を受けて、特に鈴木
厚生大臣がそうした取り組みをやっておるとい
うことに対しては敬意を表するわけですね。

そこで、いま厚生大臣から、戦時教育令を適用
して何とか特別の援護の措置を考えてみなければ
ならない、こういうことで文部大臣とお話しに
なったというところは、新聞紙上等を通じまして
承知をいたしておる。そこで、この戦時教育令の
第四條がどういうことになっているのか、私もつ
まびらかではございません。御承知のように、医
大の学生は総動員法によって動員をされておる。
ところが、戦時体制に即応するために、医大の学
生だけが総動員法を解除されて、そして短期学習
を行ない、さらに教育訓練というのが行なわれて
きたわけですね。さらに、防空法その他の法律あ
るいは動員によっていわゆる救護作業に従事して
おったときに、原子爆弾によって犠牲を受けた、
こういうことなんです。そこで、いま大臣から
戦時教育令第四條というお話がありましたが、
いま私がこれから事実問題として申し上げる
ことがそれに適合するかどうか。私はむしろ、
総動員法を適用すべきであるという考え方を
持っておるわけですね。

そこで、申し上げてみますと、こういうことが
あるんです。長崎大学付属病院に麻酔科がある。そ
の麻酔科の教授をしていられる秦野滋という人が
いるわけですね。この人が当時学生であった。その
人がこういうことを言っている。
二十年四月二十六日、長崎駅その他三菱の工
場等に爆弾が投下された、多数の死傷者が出て、
その死傷者が大学病院に警防団の手によって運ば
れた、そこで待機中の教授、医師、学生は直ちに
病院の玄関で警防団員よりその死傷者を受け取っ
て、傷の手当て並びに死亡者の措置を行なったと
いう事実問題がある。

さらに六月二十九日、佐世保に大空襲が実は
あったわけですね。そうして翌三十日、医師に引率
された約三十人の学生が、救護のために佐世保に
出向をしたわけですね。佐世保市の北病院で負傷
者の手当てを行ない、死亡者の措置等を行なっ
た、宿舎は病院長の千住という人の宅を充てた、
そうして一週間から十日ぐらい救護作業に当たっ
た、こういう事実がある。

さらに八月一日、大学病院その他六カ所に爆弾
が投下されて、患者も医師も看護婦も学生も相当
傷ついた、もちろん学生が措置に当たった、救護
作業に対しては、学生は班編成による任務が与え
られた、特別の訓練が行なわれていた、こういう
ことをこの秦野さんが——これは現在生きておる
わけですが、そういう話をしておる。

そういうことで、後藤——いまの長崎大学の医
学部長が、厚生大臣と文部大臣にお話しになった
あと、新聞に出ておるのですが、それに対して後藤
医学部長はこういうことを言っておるようですね。
まあ政府が何とかしなければならぬというの
で、前向きな姿勢をもって取り組んでおるとい
うことについては敬意を表するのだが、戦時教育令
というけれども、単に教育ということだけなら
ば、あの危険な条件の中において、土曜も日曜
も、連日学生を拘束して教育をする必要はないの
だ、実際は命令が下されて、その命令によって
救護作業に当たったのだ、したがって、そうい
うような犠牲が出る結果になったのだ、これは単
なる教育ということでもってこの問題を措置して
もらっては困る、こういうようなことを言ってお

るようです。

敬意を表しながらも、ともかくこれは戦時教育
令に基づく単なる教育ということだけでやってく
れるな、ともかく命令によってこれは動員され
て、そうして拘束されて勉強もし、救護作業にも
班編成等をもって——しかも学校に泊められて、
もゲートルをはめて、しかも学校に泊められて、
そうした作業に拘束されて当たったのだから、こ
れは総動員法による、いわゆる拘束されて徴用
等に従事した者と同じである、あるいはそれ以
上——徴用された者は、夜は自分のところへ帰る
ことができた、自宅なりあるいは寮なりに帰るこ
とができた、しかし、医大の学生はそれすらも許
されなかったというところが事実問題として指摘さ
れておるわけですが、こうした問題に対して、厚
生大臣はどうお考えになるのか。それから、文部
省からきょうおいでしようから、いまのいわゆ
る戦時教育令というものがどういう内容であつた
のか、ただいま私が申し上げたことは、その戦時
教育令のどの点に該当するとお考えになるのか、
文部省のほうからもひとつお答えを願いたい。

○鈴木国務大臣 いろいろただいま御説明が
あったのでありますが、当時の状況等を総合的
に、全体的に推察をいたしまして、何らかそこに
命令なり、あるいは国の意思、あるいは都道府県
知事の意思等、国の権力につながるようなことで
拘束をされ、あるいは防空の災害に対する救助等
に当たったのではなからうか、こういう推察が総
合的、全体的な観点からされるわけでありま
す。ただ、事実関係がなかなか把握されない。総動員
法の関係で命令なり何なりが出ておる、こういう
ことが把握できますれば、これは問題ないわけ
でございます。厚生省におきましては、この点につ
きまして今日まであらゆる努力を重ねてまいりま
した。今後ともやっとうる考えであります。しか
し、いまの段階では、旧国家総動員法の関係で
は、どうもその点がかみかたかぬ。そこで、
私は文部大臣に對しまして、戦時教育令の關係で
短期にたくさんの方の医学生を教育をし、養成をし

て、また、かたわらそういう防空活動あるいは救護活動等に協力をさせる、そういうようなことがなされておるといふ事実が出てまいりますれば、その事実をもって私は援護法の改正の中にそれを取り上げて、ちょうど閣議決定による満蒙の義勇隊等を援護法の中に取り上げたと同じような仕組みで、戦時教育令でそのような事実がなされておれば、その事実が確認されればそれを援護法の中に取り上げて援護の措置を講じたらどうか、こういうようなことで、戦時教育令に基づく事実関係の調査、究明方を文部大臣にお願いをした、こういうことであります。

また、ただいまは原さんから、今度は防空法及び防空従事者扶助令関係のことで、そういう角度からこの問題をひとつ検討したらどうか、こういう御提案もあるわけでありまして。私は、この御提案、御意見に対しても、先ほど来耳を傾けておるところであります。ただ、ここで問題は、医師やあるいは看護婦ということがはっきりしてありますし、あるいはその他命令によって定める者とかというようにあることがありますが、そういう人たちが現実には防空活動なり何なりの、あるいは防空災害に対する救護活動に従事しておる、その際にああいう爆弾による被害を受けたのか、そのうでなしに、そういう指定はかりに受けておつても、その爆撃を受けたときは教室で本来の学生としての立場で勉強しておつたというようにあるのか、そういう事実関係を十分把握する必要があるので、こういう問題もそこに残ろうかと思うわけでありまして。また、その問題は、単に長崎の原爆の場合におけるのみならず、防空活動というところになってまいりますれば、今度は全部の被災地における防空従事者あるいは警防団等々にも及んでくる、それからさらに、一般の戦災者との均衡の問題も出てまいりますでしよう。そういう点を全体的に総合的に勘案をしなければならぬわけでございます。この長崎医大の原爆による四百数十名の被災者の問題につきましては、非常に悲惨な、深刻な問題でありますので、何とかあらゆる

角度からこの事実関係を明らかにして、そして私は、援護法の面なり何なりに取り上げて援護措置を講じたい、こういう前向きな気持ちで検討を進めておる、こういうことでございます。

○杉江政府委員 長崎医科大学におきまされる被爆した四百数十名の学生については、何とかこれを救済するという立場で救済できないか、こういうことで文部省としても多年事情も調査し、また厚生省にもお願いしてまいりました。ただ、当時の状況が相当混乱しており、また当時の資料、特に文書によるものの資料がつかみにくい等の事情があつて、なかなかこの情報の確認が困難である、こういうようなこともありまして実現しなかつたわけでございます。けれども、ただいま大臣も申されたように、当時の状況をいろいろ調査いたしましてこれは見きわめたいと私も考えて、なお調査を深める努力をしております。先般も課長に現地調査をさせたのでありますし、また、目下大学にも当時の状況をなお詳細調査するように命じております。先ほど戦時教育令のお話もありましたが、この関係も調査の対象としなければならぬと、せんが、ただいま私どもの調査の観点としては、特にこういう点について努力いたしております。当時、学校報国隊によつておつたかどうか、総動員業務であつたかどうか、措置命令等があつたかどうか、また、総動員業務に実際に従事しておつたかどうか、こういうような点について調査を進めております。これらの相当部分については、相当肯定的な判断が下されるものとわれわれは考えております。ただ、文書によるものについては必ずしも十分とはいへないのでございますけれども、当時のかなり多くの人々の状況聴取をいたしました結果、その文書の欠陥を相当補てんするのではないかと考えております。ただ、なお一面については調査を深め、これらの調査の結果をまとめて厚生省にもなおお願いをしたい、かように考えておる次第でございます。

○大原委員 午前中の所定の時間がきたようですから、これはあとに残しておくわけですが、もう

少しけじめをつけたいと思つての事です。このことは、法律上私は資料を持っておりますから、見解を持っております。そこで、警察のはうが急ぐわけですが、警察のはうに最後に質問いたしますが、防空法は、昭和二十一年の一月三十日に法律によりまして廃止になっておるわけでありまして、二十一年の一月三十一日以降、法律によつて廃止された以降の防空法関係の業務はどの官庁で引き継いだのか。これは残務整理やその他法律上残つておるわけですから、法律の前身はあとで午後の質問で申し上げるのだが、残つておるのだから、当然引き継ぎ者がなければならぬ。いま閣議決定や省令、訓令、施行規則等いろいろなやつを求めてみましても、なかなかこれはわからぬわけですが、これは内務省解体という事実があるから、防空法についてどうだったのか、それがうやむやになつたというならば、その間の事情があらばひとつ率直にお話を願いたい。あけ足をとるわけではない。後にまた明白になつた事実があれば、また後の機会に明らかにしたい。それについて御見解を議事録に残していただきたい。

○浜中政府委員 終戦とともに防空関係の業務は一切これがなくなつたという考え方に立つたものと思われまして、当時防空関係は、法律によつて防空法が廃止されまして、それぞれの訓令によりましていろいろな組織が廃止されております。ただ、御指摘の点につきましては、たとえば扶助令等につきまして、これがそのまま経過措置で残つておるといふ分野も一部あるようでございます。原則的には引き継ぎなしに廃止された。その残つておる問題につきまして、実はたいへんに申しわけございませうが、若干時間をかしていただきまして、その間の引き継ぎの事情を調査していただきたいと思つております。

○田中委員長 本会議散会まで休憩いたします。午後零時三十分休憩

午後二時五十四分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。大原君。
○大原委員 最初に、時間がおくれたことについて遺憾の意を表明いたしておきます。

そこで、簡潔に午前中に引き続いて質問いたします。午前中、防空法関係の防空実施並びに訓練に従事した者に対する扶助規定についての状況を警察庁にお尋ねしたわけでありまして、防空従事者扶助令第二条の第三号「防空法第六條第一項又ハ第二項」に該当する人々、これはたとへば空襲の際に、あるいは原爆が投下された際に、医者や薬剤師や看護婦あるいは助産婦や保健婦、こういう人々に対しまして、特殊技能者といつたしまして各級の防空本部部長が軍の指導下に動員をいたしたのであります。これは午前中にも議論をいたしたのであります。その際に、どのような手続でそういう特殊技能者を防空業務に動員をいたしたのか、これは具体的な問題を把握する上においてはきわめて大切な問題であります。したがつて、その点について厚生省はどのようにお調べになっておるか。これは警察庁のほうにはあえて尋ねませんでした。この点についてひとつ厚生省のお答えをいただきたい。

○実本政府委員 防空法第六條第一項または第二項による特殊技能者等の従事命令は、防空法施行令第四条ノ四の規定がございまして、地方長官が従事令書を交付して行なうことになっております。その令書の記載事項は、防空法施行規則第八条に定めるところでございまして。

なお、同規則第七条によりますと、地方長官が「内務大臣ノ定ムル学校ノ学生生徒ヲ防空ノ実施ニ従事セシムル場合ニ於テハ予メ当該学校長ノ意見ヲ徴スベシ」となつていますが、内務大臣の定めというものが全然見当たらず不祥なわけでございます。

○大原委員 広島や長崎の原爆被災地域において、あるいはその他の空襲地域におきましていろ

いりと調査をいたしてみますと、これらの特殊技能者は包括的に防空計画の中に人員を登録するのではなく、個別にいまのお話のような従事命令書または指定書——書類形式はいろいろあるらしいのでありますが、それらの書類を受領いたしまして防空業務に従事をいたしておる、防空本部長の個別的な命令によってやっておるのだということがはつきりいたしました。このことは、鈴木厚生大臣であったかあるいは前の有名な神田厚生大臣であったか、そのときに私やったのですが、そのときには、お医者さん等で空襲等のときに本部の命令を受けて防空業務に従事した、そういう特殊技能者の人々については何らかの措置をとるべきであるというお答えがあったのであります。したがって、これは議事録を見てもらえばわかるのです。そのことは私はきわめて重要であると思ひます。この事実問題につきましてはいまはつきりいたしたので、また後にこの問題に関連をいたしまして質問をいたします。

それから第四号に規定をしてあります「防空法第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ実施ニ従事スル者」とは、具体的には一体どのような人々をさすのか。これは私は警察関係でないと思ひましたので午前中質問いたしませんでしたから、この際厚生省はどのような理解を持っておられるか、ひとつお答えをいただきたい。

○実本政府委員 防空法第九條第一項では、「防空ノ実施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ防空ノ実施区域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ実施ニ従事セシムルコトヲ得」というふうに規定されておるわけでございます。この規定から考えますと、防空の実施に際して緊急の必要が生じた場合の措置についての規定とは考えられますが、地方長官または市町村長の判断によって適用できる旨の包括規定で、事実上この規定を働かせて地域住民に対して防空の実施につかされたかどうかということは、私のほうではそういう実態関係は全然わからぬわけでございます。

○大原委員 これはあとでお答えのときに、自治

省はその点をどういふふうにお考えになるか、それから第五の「その他地方長官又は市町村長の為す防空の実施又は訓練に従事する者のうち内務大臣の指定するもの」というのは、どういう団体なり人々が対象であるか、これは厚生省、文部省、自治省から順次、御承知であるならばお答えいただきたい。

○実本政府委員 私のほうでわかっております範囲でお答え申し上げますと、防空従事者扶助令第二条第五号該当者は、「前二号ニ掲グル者ヲ除クノ外地方長官又ハ市町村長ノ為ス防空ノ実施ニ従事スル者ニシテ内務大臣ノ指定スルモノ」という規定がございまして、これについては、昭和十六年十二月二十七日に内務省告示第六百八十九号によりまして、学校報國隊員が指定されておるわけでございます。

なお、この告示は昭和十六年に定められておりまして、同告示にいます学校報國隊員というものは、あとで出てまいりました国家総動員法に基づいて、昭和十九年八月に定められました学徒勤勞令第二条にいう学校報國隊と同一の概念をさすのかどうかということはつまびらかでございませぬ。

○大原委員 本号にいます学校報國隊と総動員法に基づいて昭和十九年に制定いたしました学徒勤勞令による学校報國隊との関係について、文部省はどうお考えになっておりますか。

○笠本説明員 ただいまのお尋ねでございますが、当初学校報國隊ができましたのは、昭和十六年に訓令をもつて設立されることになっております。学徒勤勞令の形で勅令で定まりましたのは昭和十九年でございますが、この両者の学校報國隊につきましては、実態としては大体同一のものというふうに一応考えております。

○大原委員 午前中鈴木厚生大臣から、長崎の四百七十名の医大の学生の援護の問題について、戦時教育令の問題をお話しになったわけでありまして、しかし、これはその母体は、いまお話しのように全く同じ学校報國隊を基盤にいたしまして、

戦闘が激化するに従って指揮系統については若干の移動があったわけですが、相当の変動があったわけでありまして、そのことは事実であります。

そこで、私は防空法施行規則の第七條にこういう文章があることを発見いたしましたのであります。「地方長官防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ定ムル学校ノ学生生徒ヲ防空ノ実施ニ従事セシムル場合ニ於テハ予メ当該学校長ノ意見ヲ徴スベシ」というふうにあるわけでありまして、すなわち防空法施行規則の第七條に、地方長官は学校報國隊を内務大臣の定むる規定に従って動員できるようにしておる。その際には文部大臣あるいは当該学校の校長の意見を徴すべし、こういう規定があるわけでありまして、ですから、総動員関係と防空法関係と学校教育の関係は、昭和十九年の末期ごろに至りますと全く一体の形になっておるのであります。ですから、戦時教育令というものは非常に抽象的な規定であります。それであるならばいいのですが、それも私はダブっているかもしれないと思いますが、もちろん戦時教育令の第四條も関係があるでしょうが、明確に特殊の技術者として動員いたしましたものは、ここに引用してありますように防空法の第六條の一項と二項です。ここにございまして扶助令の第三号に該当するものであって、そして特殊技能者は個々に命令をするだけではないに、罰則は一年以下の懲役、一千元以下の罰金があるわけでありまして、これは非常に大きな国の権力を背景をいたしまして、権力関係において動員をされたということが明確であるわけでありまして、医師その他を含めまして、学校の学生もその中に入っておることは明確であります。私の申し上げました見解について、厚生省と文部省は、異存があればその見解を明らかにしてもらいたい。

○実本政府委員 先ほど私のほうから御説明申し上げましたように、内務省告示で防空法関係の定めております学校報國隊と学徒勤勞令第二条にいう学校報國隊とは、われわれのほうとしてはこれは

は完全に同じものであるというふうには解しております。あくまで国家総動員法に基づきました学徒勤勞令の第二条にいう学校報國隊とは別個のものと考えて処置しておるわけでございます。

○笠本説明員 先ほど申しましたように、学校報國隊につきましては、学徒勤勞令において総合的な規定が置かれたわけでございます。したがって、昭和十六年当時から訓令によって定められましたものと法令上どういふ関係にあるかということにつきましては、直ちにそれを裏づけるものとしては、なかなか発見が困難でございます。ただし、先ほど申しましたように、実態としては同様のものであらうということを一応考えているということを申し上げました。

そこでもう一つ、戦時教育令の学徒隊でございますが、これと勤勞令の学校報國隊との関係につきましては、これも具体的にどのような調整が行なわれましたかについては、必ずしも分明でございませぬ。しかしながら、戦時教育令の規定によりますと、この学徒隊がいわゆる動員業務に従事するという場合には、学校報國隊という形をとって行なわれておったという定めがございまして、したがって、総動員業務という形でございましてならば、学校報國隊という形が基本であったということとは言えるのじやなからうか、かように考えております。

○大原委員 お二人の見解は違ひのようです。あなたは援護法の対象にすまいというふうには思っているから、総動員関係と防空法関係を分けるのです。しかしながら、私が資料——これは正式に要求いたしますが、昭和十九年九月二十二日の閣議決定に基づいて、中央は内務大臣を頂点として、ブロックの地区協議会の地方長官あるいは市町村長を防空本部長として、陸軍とか海軍の鎮守府、それから鉄道は国鉄でありましたが、鉄道とか電信電話とか、あるいは学校関係とかおもな大学とか、そういうふうなものはすべて指導官を派遣して防空本部長のもとに結集しているのです。本土決戦に備えてそういう命令系統を一本にして、前

は縦割りに各別にいろいろな法律があつたのを、防空については一本にしたのです。ですから、前の総動員法関係も本土決戦に備えて一本にしたのです。だから、閣議決定やあるいは東京の帝都の防空本部の組織、機構等を決定いたしました勅令、地方の分は閣議決定、これらは要綱が新聞に出ておるのです。当時は、新聞に出るのは官報と同じです、大本営発表その他規定のものしか発表しなかつたのですから、推測記事はしなかつたのです。だから、資料は明らかにあるはずで、これを、資料をさがせと言つたって、なかなか出てこないわけですね。それを私は責任を持ってさがしてみたい。そうすれば、その関係で厚生省と文部省がいまごちゃごちゃしている、そういう経過的な意見については一致点が見出せる。だから、それは結局は重なっているのです。防空法については、厚生省はほとんどノータッチなんです。非戦闘員だと言つて、対象からできるだけの事という事だった。しかしながら、これは権力関係からいっても、隣組は市町村長の末端機関であるというふうに法律で規定している、補助機関であるということになっている。ですから、これは全部罰則が付きまして総動員という形になっている。特にその中において罰則の重い特殊技能者があるわけですね。そういう点において位置づけを議論すればいいのですけれども、そういう点の理解や研究が足りない。はっきりしておるのです。このことはどうですか。厚生大臣、お聞きになって大体おわかりになるでしょう。これ以上は大臣答弁に属することです。

○鈴木国務大臣 いま大原さんからも御指摘がありますように、当時のいろいろな閣議決定でありますとかあるいは勅令関係でありますとか、そういう資料等を十分整理をいたしましてその関係を掘り下げた検討をやつてみたい、こう存するわけでありまして、そういう検討がなされてからでないと、私、これに対して政府としてどういふぐあいに位置づけをするかという問題は、検討を待つて御答弁をしたいと思います。

○大原委員 長崎などは、防空本部長が指導官、各縦割りの出先を全部招集しまして、そこへ角参謀などという人が随時出席いたしまして、戦争の二十年になりましてから防空本部において総合的な現地指導をしていられるのです。そういう記事その他がここに載つておるわけですね。これは長崎の当時本部長をしておつた人がたまたま持つておりました、それから逆にいまの法令関係、閣議決定その他を全部調べたわけですね。これは当時戦犯その他のおそれがなかつたものだから、自分もその点については心配なかつたから焼かなかつた、散逸しないで持つていた。中央は内務省が解体して支離滅裂になつたものだから、資料はなくなつていく。しかし、閣議決定とか帝都の防空本部の勅令とか、ないはずはないとみな言ふのです。だから、だれかが隠してあるのではないかと云つていふ。ないことはないと言つていふ。どんなにしろ、たつて出てこない。要綱その他はありますよ。そういうことについてのいままでの各省縦割りのやつを一本にして防空業務をやつた、これは二重にやる場合には防空法を優先してやつたのです。そして罰則も強化しまして、これは防空従事者というふうな規定したのです。その間の事情を責任を持つて調べてもらいたいと思ひますが、厚生大臣、いかがですか。

○鈴木国務大臣 ただいま申し上げたとおり、当時の関係資料を十分さがしまして、整理した上で検討したいと存するわけでありまして、大原さんも御承知のように、当時の状況というものは、軍があらゆる面に相当指導的に乗り出してきた。それが法律だとか命令だとか、そういうものによらない場合におきまして、軍優先といひますか、極端な表現をもつていたしますれば軍部専横といひますか、そういうようなことも当時事実あったわけでありまして、でありますから、国会におきまして「黙れ」と言つた兵隊さんもおつたというふうなことでございますから、当時すべての

軍の行動というものは、法令やあるいは閣議決定等々に基づいてすべて行動しておつた、こういうぐあいに認識できない面もあるわけでありまして、そういう点につきましては、先ほど申し上げましたようにできるだけの資料を整えまして、その検討の上に立つて判断をいたしたい、こういうふうな考えです。

○滝井委員 関連。主管省の文部省が、とにかく総動員法による学徒動員、いわばこれは準軍属扱いで、準軍属扱いされていられるその学校報国隊と、防空関係でいく学校の報国隊とは実態は同じでございます。このおっしゃつておるわけですね。ここが大事なところですね。主管省の文部省は、実態は同じだと言つていられるのです。ところが、あなたのほうの援護局長は、いや実態は違ひます、こう言つていられるのですから、同じ内閣の中で意見が統一です。だから、われわれは、この前あなたの前任者の神田さんに質問したのです。もう残つていたのは、伊藤さんにも御質問しておりました。が、却下されていられるのはもう二十万もあるわけじゃない。一万か二万、せいぜいあつたつて五万以下です。非常に煮詰められてきています。しかもその人たちは資料を集めて、たとえば南のほうに行つてマリアスになつたといつて帰ってきて、胃ガンで死んだり喉頭ガンで死んだりしているのです。しかしそのとき、胃ガンや喉頭ガンのときにマリアスは依然として持つておる、こういう人を出してきて、医学的に見て何も関連がないからと却下して人が多い。そういう人を、一生懸命資料を集めてきたものをむげに却下せずに、もう一万か二万のことなら、こんなにとんどん恩給の金の範囲を広げてきていられる、あるいは援護法の子算も減つてきていられる、あるはどうですと言つたら、まさに私もそのとおりに思ふ、御期待に沿うようにやりますように、昨年の援護法の審議のときに言明していらしたのです。今度文部省が、総動員法に基づく学校報国隊も防空関係に基づく学校報国隊も、これは実態は同じでございます、戦時教育令に基づいて動員を受けた

ものはみな学校報国隊の形をとつておりますという事になれば、実態は同じです。しかもこれは、文部省が違ふと言つておるのに、われわれが同じじゃないかということではないわけですね。文部省も実態は同じだと言つていられるのです。学生であるうと何であるうと、みな行つたのです。しかもこれは、出なければ村八分になつたのです。昨夜も「紀ノ川」という映画があつたのであつたが、これはみな行かされたのです。出なかつたら、配給をとめられて村八分になつたのです。だから、同じ国のために命を失つたのに、片方は防空関係から援護法が適用にならない、準軍属にならぬという理論のほうがおかしいのです。文部省も証明しているのです。そこをあなたのほうも謙虚になつて、それでは大原君、その資料を出してくださう、私のほうも調べましよう、こう言うなら話はわかる。実はわれわれのところ、やつてくれという事で初めて請願書が出てきた。それは長崎の市町村なり、長崎の医科大学の教育関係者から出てきた。しかし、これはだめです、いまはそういう命令関係が明白でなければだめです、それをさがしてください、あるはずだ。これをさがしてきた。これも苦心惨たんしてさがしてきてきた。これは偽造物でも何でもない。だから、こういう具体的な資料をもつて議員が証拠を突きつけていって、しかも権威ある官庁、同じ内閣の文部省が実態は同じだ、こう言つておれば、それじゃ実態が同じであれば援護法の適用に努力しましようと言ふのが筋です。それで、証拠書類はみんなそろつていられる。しかも扶助令その他もあるんですからね。扶助令その他がなければいいんではないんです。だから、こういう問題はもう少しきちつとしない、法案をあげる事が目的ではないんです。国民に法が平等に届くことが目的だ。だから、その点は問題を明白にしてみらわなければならぬ。文部省は、実態は同じだと言つていられるんだから……。

○鈴木国務大臣 滝井さん、誤解のないようにお

それならばひとつそれを見せてください、そうして文部省が言うように実態が同じならば善処しま

それがだんだんと防空体制が緊迫してくるに従つて、私が十九年の九月二十二日の閣議決定という

う。そういうことはないと思うんですよ。そんな

施行前ニ發生シタル事由ニ因リ扶助金、中間を略しまして「ノ弁償ニ関シテハ旧法ハ」、すなわち

防空法十二条その他勅令「旧法ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス」と、こういうふう書いてある。残つておるというふう書いてあるのですね。会計法によつても、五カ年間は事務をやらなければならぬのです。窓口を開いて。予算措置もしなければならぬのです。大蔵省に私はこの点を聞くところだが、やっておくべきなんですよ。そのときには、軍人恩給はボツダム政令なんなかで、これは戦争に關係するから切ることだといつて切つたのですよ。しかし、これは民間のことであるからといふことで、いろいろ検討して、法律をつくつたときに残してゐるのです。内務省は解体したけれども残した。内務省が解体したならば、その事務をどこかで管掌してゐるはずである。予算も計上してゐるはずである。終戦直後の金で千五百円、千円という金は相当の金です。六百元ペース以下でいろいろと大きな社会問題になつてゐるのですから、相当大きな金ですよ。これは大蔵省の主計官、いかがですか。

○平井説明員 私ども、いま手元に二十一年以降の数字をちよつと持つておりませんので、調べましてお答えいたします。

○大原委員 はかのところはわかつておりますか、自治省……。

○松浦説明員 いろいろ調べてみましたが、現在の自治省の系統でその事務を取り扱つた記録はございません。

○大原委員 中央でどこかに所管官庁がござつて、それでおそらく地方長官から市町村長を通じて窓口になつておるはずですよ。だから、自治省で知つておらぬということもないと思うのですがね、警察と分かれたのですから。法律をわざわざ残してあるのですよ。残しておいて、扶助金をきめておいて、公務上の疾病としてやつておいて、そういう権力關係だったからそういうことを確認してやつておいて、特に民防空についてやつたことは、たとえば原爆その他についてもひどいんですよ。そういうことについてやつておいて、法律は残しておいて、それで予算上の措置も窓口もどう

いう手続でやつたかといふことがわからぬなどと言ふことは、援護法を立法して今日に至りましたけれども、いろいろ議論しておりまして、これは私に意圖的とは言わぬけれども、私は怠慢ではなかつたかと思ふのですよ。厚生大臣、何か感想でも言つて下さい。

○小沢(辰)委員長代理 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○小沢(辰)委員長代理 速記を始めて。

○大原委員 それでは、厚生省は法制局に聞いてくだされば進みますから。まだちよつと残つております。

(小沢(辰)委員長代理退席、委員長着席)

その勅令による防空従事者扶助令の一覽表によりますと、あなたの手元にありますように、大臣、こういう規定があるのです。障害扶助金の中に「其ノ他身体ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ」特に女子と指摘をいたしました。「醜痕ヲ殘シタルモノ」これはこの扶助令が出たとき以後原爆が落ちたのですけれども、明らかに原爆による人々は、一生結婚や就職をケロイドその他によりまして棒に振つた人があるんですよ。これは前の厚生大臣のときには、そういう人々こそ何とかしなければならぬといふことの答弁があつたのですよ。これはそのことから見ても、特に女子についてのこういう規定があるんですね。私は、十分この問題についても考慮をしてみたい。将来、被爆者の問題等もありますが、それを含めてこれは十分に検討してもらいたい。いかがですか。

○鈴木國務大臣 その問題は、扶助令は、御承知のように一時金的な処理になつておるわけでありますが、いづれにいたしましても、先ほど来のこの防空活動に従事した者あるいは警防団、そういう方々に対する援護の措置につきましても、私も、今日援護法が軍人の範囲まで広がつてまゐつておる現状からいたしまして十分検討をすべし問題である、こう考えておりまして、前向きで

この問題は今後政府において検討を進めたい。そのためは、ただいま議論がありますように、いろいろ当時の法令なりあるいは勅令なり、さらに戦局が險しくなつてから行なわれましたところの閣議決定なり、そういう一連の關係を十分に調査をし、整理をいたしまして、検討の上政府としての方針をきめたい、こう思つておるわけでありまして。

○大原委員 午前中の質問から、これは警察庁の見解、御答弁はきつて明快であつた。私が調べた範囲内においては、若干問題のあるところはありますが、大体において明確であつた。防空法に基つて、つまり防空従事者扶助令第二条に列挙された一から七号までの問題のうちで、たとえば防空監視隊員についてこの命令關係、勤務關係、それについては防空監視隊員というものが、その中でもそうですが、防空監視隊員の中には警察官やその他技術を持つておる官吏が一緒に入つて、そして防空監視隊を編成するんだという規定もあるわけですよ。だから、これは全く軍と一心同体で公の仕事に従つたことになる。これはひどい罰則がついておるわけですよ。それから、二号の警防団員にいたしましても、警察庁の官房長がきつて御答弁になつたとおります。それから、第三号の防空法第六條一項または二項につきましても、午後の質疑応答を加へまして明確です。それから、四号の防空法九條一項による緊急動員という

ことは、御答弁によりましていまだに對象がはつきりいたしません。包括的な抽象的な規定であるといふふうにも思われます。それから、第五号のその他地方長官云々といふ學校報國隊であります。内務大臣の指定するものであります。これらにつきましても、やや明らかになつてきたのであります。第六号の防空法の第八條ノ七による応急防火、これは国の補助機關といつたしまして隣組、町内会、部落会——町内会、部落会の会長は市町村長が任命した。これにも罰則がついております。地域の防空計画を立てまして承認を求めましたならば、その承認が、警戒警報発令と同時に、あるいは空襲警報発令と同時に、法律に基づいて命令が出たと同じようなことで、防空業務に従事しなければならぬ責任を負つたわけですよ。だから具体的な、あんだこへ行けといふ命令はしないけれども、それは法律によつて命令を受けているといふことになるわけですよ。したがつて、そのことは罰則もついておりますし、そして明らかに、戦争の末期におきましては法律による行政の補助機關、末端機關といつたしまして性格を規定いたしまして、コントロールいたしておるわけでありまして、その次の第七号の防空法三條一項の、いわゆる職場における防空計画によるもの、これも届け出たわけでありまして、その防空計画の従事者がそれぞれ行動したわけでありまして、この七号を入れますと、刑務所へ入つておたりあるいは病人であつたりけが人であつた者、その命令から除外した者以外は、子供でない限りは民間の防空協力者として、国の末端機關といつたしまして本土決戦に臨んだのであります。したがつて、その權力關係は明確でございますから、この援護法の第一條は、お手元の資料にありますから、こう書いてあります。「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」こういうふうになつてゐるわけですから、問題は、いままで議論いたしてまいりました原爆の問題その他はこういう公務上

の死亡、疾病、負傷であつたかないか、こういう点についてはいま明確であると思ふのです。次の国家補償の問題にいたしても、扶助令があるわけでありま。実施してはなかつたかどうかについてはさらに究明いたしますが、扶助令があるはずなんです。国家補償がなされてないことは事実であります。当時若干なされた二、三の例外がありますが、空襲下においてはほとんどなされてない。広島、長崎の原爆投下以降はなされてないのです。ですから、この第一条の「軍人軍属等」——準軍属を拡大いたしました。その防空法の関係は、明らかにこの第一条にびつたり適合するものであります。そういうことでありますから、「公務上の」云々というこの条項には私は適合すると思ふのであります。これは警察庁も御答弁になったとおりであります。厚生大臣、これは第一条の公務上ということに適合するのでしょうか、いかがですか。

○鈴木国務大臣 援護法の関係は、旧国家総動員法関係を中心にして、それに準じた者、そういう点を中心にして援護の措置を講じてまいつたのであります。私は、午前中から議論になっておりますところの防空関係の問題につきましても、今後の重要な課題として検討を進めたい、かように思つておるのでありますが、その前段におきましても、たとえば漁船等が徴用されて、そして揚子江におけるところの機雷の掃海作業等に現実に従事されておる。軍の指導のもとに漁船が徴用され、掃海作業等に従事をし、そして死亡した者が多数ござい。ところが、その身分におきまして軍属とかそういうものでなかつたために、今日なおそれらの援護の措置が講ぜられていない。こういうようなこと等は、私は、国家総動員法の面から見ても、直接的な優先すべき検討の課題である、こう思ふわけでありま。こういう問題がまだ未処理になっておりまして、私どもは、今日動員学徒等まで援護法が広がつてまいりました段階におきましては、そういうように残されたいろいろなケースにつきま

て、今後あらゆる資料等を整備いたしまして検討してきたい、かように考えておるわけでありま。また、ただいま熱心に大原さんから御説明のありますところの防空関係、警防団関係等の問題につきましても、今後の重要な課題として前向きで検討をいたしたい、かように存するわけでありま。

○大原委員 私が質問いたしましたのは、第一条の「公務上の負傷若しくは疾病又は死亡」、そういう身分関係、権力関係に該当するでしょう、こういうことを質問したので。大臣はその精神をくんで答弁をされたわけですが、私は、法律論としてしましてその点だけを明確にしておいて、あとこれをどうするかということは、これは十分考えればよろしいのです。公務上の負傷、疾病、死亡であるということとは間違いないでしょう。はっきりしてくださ。

○実本政府委員 いま先生がお話しになつておられます防空法に基づきます防空従事者、命令をもらつて防空活動に従事する、その防空活動は公務かどうかというふうなお話でございますが、これは、私は公務であるというふうに考えられるわけでありま。

○大原委員 これ以上の議論は政治的になりますからなんです、大臣、問題はこういうことである。空襲による死亡者は約五十万です。そのうちには軍人軍属や準軍属や公務員も入つておるわけ。純粹の民間の防空従事者の数は少ないわけ。五十万の中で三十数万が広島、長崎でやられておるわけ。ですから、これが一つの大きな発端になりまして、私どもはこの問題を調べてきたわけ。これは従来からも申しておりましたように、昭和三十八年には東京地裁の判決があつて、原爆投下は国際法違反ということをして定しながらも、個人の請求権は一応たな上げたわけ。政治的には、経済の復興した今日においてはやらなければいかぬというのを書いておる。それを受けて三十九年の初めには、衆参両院満場一致で被爆者の援護の強化に関する決議が出

てきた。先ほど申し上げましたように、内閣総理大臣は、予算委員会その他あらゆる機会におきまして、三千数百万円、昨年来金をかけて実態調査をやつておるけれども、その実態調査ができたならば、これは人数がふえるわけじゃない、死んでいくばかりで、少なくなるばかりでありますから、このことについては熱意を持ってやりたい、こういう御答弁であつたように私は確信しておりますし、国会においてもそうであり、総理大臣官邸においてもそういう答弁があつたように聞いておるわけ。しかし、被爆者の団体とか当時の戦闘員、警防団その他は圧力団体がないわけ。ないからといって、これを無視することは私にはできない。たとえ一人であつても、これは無視することはできないと思ふ。そういう点で、この問題につきましても、私は、十分熱意を持って最短期間においてこれは処理すべき問題である、こういうふうに考えますけれども、厚生大臣の所見をひとつ聞かしていただきたい。

○鈴木国務大臣 御趣旨につきましては私も全然同感でございます。したがつて、先ほど来申し上げておりますように、十分前向きで熱意を持って検討いたしたい、かように考えております。

○中村(重)委員 閣下、先ほど来大臣が誠意を持って前向きで調査に当たり、検討して、できるだけ期待にこたえるような方向へと善処していきたい、こういうことです。それはよくわかるわけ。そこで、先ほど大原委員からお示した防空関係、これは実は援護局長にもお見せしたことがあるわけ。援護局長も、大臣のそうした意思を体して、誠意を持って今日までもいろいろな調査をしてこられたらうと思ふ。文部省も私はそうだろうと思ふ。ところが、防空法に基づいて出たまいりました扶助令、それによつての扶助金というものが支給されたかどうか、窓口がどこであつたのかということも、きょうは突然ということよりも、そういうようなことではいろいろと調査をいままでやつてこられたらうと思ふんだけれども、それですらも明らかではないというの

です。終戦直後に書類を焼き捨ててしまつたという点もあつて、その後の調査もそう簡単に私は進まないだらうと思ふ。そこで、こうしてお示する資料であるとか、あるいはこの資料を持つておつた長崎市の助役をいたしておる。その他大学関係なんかも生存者がたくさんいるわけですね。こういう資料、それから現に当時関係をしておつた人たちの証言、あらゆるものが、あなたの言ういわゆるこれから先調査する資料の対象となる、こういうふうに理解したいと思ふのですが、そういうことでよろしいですか。

○鈴木国務大臣 事実関係につきましては、そういうような資料は非常に貴重な資料である、今後問題を処理いたします際に十分活用していきたい、こう存するわけでありま。

○中村(重)委員 ぜひそういうことで、權威ある、価値ある資料ということで、十分調査対象に入れてやつてもらわなければならぬと思ふ。でなければ、政府の関係だけで各省内にそういう資料がないかどうかということで調査をしてみた、なかつた、どうにもなりません、事実関係が明瞭ではありません、こういうことで処理されたのではどうにもなりません。だから、その点は、いま大臣の御答弁の点を十分生かしてもらいたいというこ。

それから、もう一点伺つておきますが、いわゆる軍命令あるいは内務大臣命令あるいは知事命令、いろいろなこと、先ほど来大臣がお答えになりましたように、当時はいろいろな命令が出ただらうと思ふ。しかし、国民が拘束されたという点については変わらなわけ。だから、そうした命令というものは国民は同じように拘束された。したがつて、その点は、軍命令であつてもあるいは知事命令であつても、これは同じことである。国民が拘束されたということについては同じである。したがつて、そういうような方向で総動員法関係あるいは防空法関係あるいは戦時教育

令、その他いろいろな形においてこれを対象として援護していくという方向でなければならぬと私は思うのですが、その点はどうでしょうか。

○鈴木国務大臣 当時、非常に緊迫した本土決戦ということも予想された段階でございしますから、いろいろな命令等が行なわれて、そういうことはそういう任務に従事させられた、こういうことはたぐさんあると思います。ただ、そこで、今後私どもがそういう方々に対する援護措置を講じてまいります場合に、ただどこからか出た命令によってそういう任務に従事したとか、行動に移ったとかいうようなことでもってその援護の適用をしていくということになりますと、そこに非常に公平を欠くような事態が出てくるおそれがある、こういうことも私も憂慮されるわけであります。でありますから、できるだけそこは一つの法律なり通達なり、あるいは文部大臣と大学の学長との間に取りかわされたところの示達とか命令とか指示とか、そういうものがあるとか、何かそこにできるだけ法令上の根拠、そういうものを明確にしながらこの問題を前向きに処理していきたい、こういう考え方であるわけでありまして、とにかくあの当時の戦時の緊迫した事態において、命令がなくとも国民は全部立ち上がったというような状態下にありますから、その辺のことがやはり全然けじめなしに行なわれるということになりますと、これはもうたいへんな、一般の戦災者全体にまで及ぶという事態になりかねない。そういう点を十分客観的にもその辺が十分判断をされ、妥当な措置として援護措置が講ぜられるように、こういうことを考えておる次第であります。

○中村重委員 大体わかりました。ただ、申し上げておきますが、書類は政府においてもほとんど焼き捨てられておる。このことは、各府県あるいは市町村等においても同じだろうと思うのです。軍自体も解体された。しかも長崎の場合で言いますと、命令を下したことが十分いろいろな客観的な立場から信頼される当時の知事は死んでしまった。それから当時の幹部というの、生存し

ておる人もあるのだからけれども、どこにおるのかわからない。あるいは長崎大学の学長も原爆で実は死んでしまった。たまたまこの資料を持っておる本部長が生存しておる。だから、こういう貴重な資料あるいは貴重な生存者というのは私は少ないと思うので、大臣がどの程度このものの信憑性というものを考えられるか、これはいまの答弁の中からでははっきりいたしませんけれども、少なくとも精神、気持ちはわかるわけですが、援護しなければならぬという考え方で問題と取り組むか、あるいはできるだけやりたくないという態度で取り組むかということによって、私は大きく変わってくると思います。だから私は、先ほど来のお大臣の答弁は、誠意がある、ともかく何とかしなければならぬのだ、こういう考え方で取り組まれるであらうことを期待いたしますから、どうかその点、ひとつ十分期待にこたえてやってもらいたい、こう思います。

○滝井委員 ちよっと資料だけ要求しておきます。

長崎、広島に原子爆弾が落ちて、そこに陸軍、海軍の軍人がおれば、これは援護法なり恩給法の対象になりますね。それからもう一つ、そこに国家総動員法に基づく学徒の報国隊が行っておりすね。これも準軍属として援護法の対象になりますね。そうでしょう。そこで、一体長崎におった総動員法に基づく学徒動員労働報国隊、こういうようなものは何人援護法の対象になったのか、その資料をひとつ出してもらいたい。そしてそれは、どういう学校に文部大臣がどういう命令を出して、長崎に行っておったから対象になったという証拠があるわけですか。それをひとつ出してもらいたいと思うのです。それがなかったら、命令関係がはつきりしないから、国家総動員法で行っておったということがわからないわけですね。それがはつきりするものとわかってくるのです。いまの長崎医大あたりのものも……。それを出してくださ。病院に入っておったって何だって、みんな、軍人軍属については問題はないが、問題は準軍属

のところでしょう。だから、それは総動員法に基づく学徒、これで長崎と広島で何人援護法の対象になったか、その資料を出していただきたい。そして命令関係はどういう命令関係で、どこかの大学にどういふように行っておったか、資料を出していただきたい。

○田中委員長 受田新吉君。

○受田委員 きょうお尋ねする問題の中で、各省にまたがった問題の分を先に取り上げて、各省から御出席願った方々に質問が終わったからお引き取り願うことを先に片づけて、それから厚生省所管の問題だけの分を扱わせていただきます。

最初に、靖国神社の性格をお尋ねいたします。

靖国神社は憲法に規定する宗教団体である、宗教法人であるという立場を政府はおとりになっておられるわけですが、これは純然たる宗教法人、宗教団体とみなされるのか、あるいは国家的意義を持つ特別の団体という意味が別にひそめられておるのか、お答え願いたい。

○萬波説明員 お答えいたします。

御承知のように、戦後神道指令によりまして国家神道が一般の宗教の自由の立場から宗教団体として取り上げられるということになりました、それを前提に置いて宗教法人法ができたわけがございます。靖国神社は、この宗教法人法に基づきまして昭和二十七年の九月五日に、所轄庁でございす東京府に対して宗教団体であるという証明書を付して認承の申請をいたしております。二十七年の九月二十五日、東京府はそれに対して認承を与えております。その後三十日に登記を完了いたしましたので、ここで宗教法人としての靖国神社が成立したわけでございます。御承知のように、憲法の趣旨、宗教法人法の趣旨から宗教の自由という前提がございしますので、国家的な意味における宗教法人ということとは性格上ないわけでございます。

○受田委員 そうすると、宗教の自由という立場から靖国神社に合祀されないことを希望する遺族があるかないか。厚生省、御調査された結果を御

報告願いたいと思います。

○実本政府委員 いまこまかい数字的な資料は私ちよっと持ち合わせございませんのですが、遺族の一般的感情をいたしましては、靖国神社の合祀につきましては、大部分の遺族の方が切望いたされておるところでございます。

○受田委員 大部分ということになると、一部は靖国神社に宗教の自由から合祀を希望しない者があつたということでございますか。

○実本政府委員 そうはつきりした割り切つたものであるかどうかはよく存じませんが、間々そういう少数の意見がございします。そういう御主張をされる方もあつたわけでございます。

○受田委員 靖国神社は遺族の意思のいかんにかかわらず合祀をするという形がとられておりますか。

○実本政府委員 靖国神社の合祀につきましては靖国神社自体がこれをきめるわけでございますが、合祀基準につきましては、やはり遺族の希望があつた上での合祀の基準であらうと考えます。

○受田委員 靖国神社が国家に生命をささげられた方を遺族の合意のいかんにかかわらず神として祭るといふ意思があるならば、それはもうすでに国家的意義を持った独特の神社であるという形になつておるのです。遺族が希望しないものは祭らないということになると、希望する遺族の英霊だけを神としてお祭りするという神社であれば、国民全体の立場の神社という点において問題が起つてくると思うのです。これは私たちがいたしましては、国家が全体の立場で英霊となつた方々をお祭りするという意思をあらわす神社であるならば、一応遺族の合意があつた方がなからうが、とにかく国家に功勞のあつた神を祭るといふ形をとるべきである、かように思うのでございしますが、いかがでしょうか。

○実本政府委員 そういう考え方が現在、靖国神社の合祀の基準は別といたしましても、態度としてあるように、これははつきり靖国神社のほうに

ができるのであります。そういうような観点から、遺族のみならず国民全体が、靖国神社に対し

ましたような憲法上の障害もまたなくなるということになるわけでございます。

のが、そこまで発展したわけですから。そうしますと、靖国神社の祭りというものを、単なる宗教法

た国費でもってこれをお祭りするということを、いまこの委員会で、私が政府の方針として言明す

る段階に至っておりません。政府としては鋭意そういう方向で検討を進めておる、こういうことであります。

○受田委員 現段階においては、靖国神社は特定の宗教活動の団体である。それから八十九条によつて公の支配に属しない宗教法人であるという解釈ですね、現時点では。法制局、文部省、厚生大臣、それぞれ……。

○閣府委員 先ほど来のお尋ねがございましたが、八十九条は公の支配に属するか属しないかが問題になりますのは、教育、慈善等の活動に関してでありまして、宗教上の団体につきましては、公の支配に属すると属さないとにかかわらず、これに對して公金の支出ができないことになっておるわけでございます。それからまた、宗教団体に對して公の支配を及ぼすということは、まさに二十条上の関係からいって許さないところであらう、こういうふうに考える次第でございます。

○萬波説明員 靖国神社が宗教法人としての認定を申請いたしましたときの宗教団体であるとみずから証明してきた書類の内容及び現在の宗教法人靖国神社の目的というのを見ますと、これはまさしく宗教法人法の第二条に掲げる宗教団体と認定せざるを得ない。ちよつと読ませていただきますと、規則の第三条に「本法人は、明治天皇の宣せ給うた『安国』の聖旨に基づき、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者（以下「崇敬者」といふ）を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するため業務を行うことを目的とする。」ここにございませうに、奉斎することと、神道の祭祀を行うということ、崇敬者の教化、育成を行なうというところ、これはまさしく宗教法人法の第二条に掲げる宗教団体の条件を具備したものと解釈しております。

○鈴木国務大臣 先ほど来申し上げておるとおりであります。

○受田委員 そうしますと、現時点においては靖

国神社は完全な宗教法人であるという法制局の見解、それから文部省の見解が成り立っております。それで厚生大臣も政府としてもそういう見解を認めるか、これは厚生大臣と総務長官両方からお答え願います。

○鈴木国務大臣 法律論といたしましては、たゞいま法制局、文部省から御説明があったとおりと思います。ただ、靖国神社につきましては、戦前といわず戦後といわず、国民感情といたしましては、国家に功勞のあつた方々をここに合祀をし、国民的な崇敬の場としてこれを敬つていく、こういう国民全体の気持ちは変わっていない、こう思つてございまして、そういう意味合いからいひまして、私はいわゆる国家護持の方向にだんだん国民の気持ちも進んでいくのではないかと、それが国民全体として希望する方向に固まつていくのではないかと、また政府といたしまして、そういう国民の一致した御意見がそこに固まつてまいりますれば、十分それにこたへるべきである、かように考えておる次第であります。

○受田委員 一致するということは、これはなかなかむずかしい。これは大臣もおわかりいただけたと思うのです。国民全体が一致した意見になつたときというになれば、百年河清を待つやうな問題です。いまのあなたの御意見は、国民一致というときでなければ靖国神社の国家護持ということとは不可能ということになるのですか。

○鈴木国務大臣 こういう問題は、客観的に見まして国民の大多数の方がそういうことを強く希望される、こういうことで判断を下すべきものだ、こう考えるわけでありまして、ただまだ相当の反対があるというやうな段階においてそれを無理をしてやるべきものではない、こう考えておるにであります。しかし先ほど来申し上げますやうに、私の認識では、国民の大多数の方は、戦前といわず戦後といわず、靖国神社に対するところの感情、気持ちというものはそう変わっていない、こう思つてございまして、私は国民大多数の御意向というものは、だんだんそういう方向に結集

をされるものだ、そしてこの国家護持という方向に世論が固まってくるということを期待もいたしておるところであります。

○受田委員 私は二年も三年前からこの問題をずっと歴代の総務長官にお尋ねしてきたわけですが、ちよつと厚生大臣と同じやうな御意見を答弁に盛られておつた。ところが何年たつても一向前進しておらぬわけですが、とにかく何かむずかしい事情があるという背景に非常な窮屈な考えがあるのではないかと。つまり憲法の条章を忠実に解するか、あるいは事実問題としてこれを解するかで私は幾らでも融通の方法があると思うのですが、その点について総務長官、この靖国神社があなたの所管かどうか、ちよつとお聞きしたい。

○安井国務大臣 正確にどこかの所管というものがきまりませんと、おまえのところであらう、こういうやうなことにいつなりがちでございますが、私はこの靖国神社の問題がたゞいまの段階ですぐ総理府の所管でやるかどうかにつきましては、はつきりした何を持っておらぬわけでありまして、いまのお話で、宗教法人の資格でこれはやられておりますので、直接事務上の所管は文部省ではないかと、こういうふうに考えております。

○受田委員 そうすると、所管が明らかでなくて、責任の転嫁が盛んに行なわれていては困る。やはり政府は統一見解を持って、これをどう扱うかというところについては、もっと積極的に取り組むべきだと思ひます。じんぜん月日を費やして國民を迷わしているというやうなことは許されなないことだと思ひます。ですから、私がいま主張したやうな形で、事実問題として国民全体が国家に御苦勞された方々に感謝し、そうしてその靈をなぐさめるといふことは、これは当然何らかの措置によつて、文句がどうあらうと、実質的にそういう方向に持つていってもらわなければならぬと思ひますが、実質的にもいっていないというのには非常に怠慢であると思ひますので、御注意しておきませんが、この点は十分慎重に——所管がはつきりしていない、文部省と言われるが、文部省の見解は

はつきりしております。しかしこの見解ではこの問題は解決しません。十分総務長官の手で、すべてのものを総理大臣にかわつてお仕事をなされる総務長官の手で——総理大臣にかわつて各連絡調整をはかる責任者でもあられるわけですが、ですから、これを厚生大臣か総務長官がその責任じゃないということではなくて、ひとつ厚生大臣、また総務長官、おれの責任だくらの気持ちで取り組んでもらいたい。よろしゅうございませうか、意気込みを持ってもらいたい。

○安井国務大臣 受田委員のお気持ちとかおっしゃる御趣旨につきましては、われわれも非常に感銘するといひますか、同感するものがあるわけでございます。ただ、しかし事務的には、いま申し上げましたやうに、宗教法人として文部省でございませう。また他省に属せざる所管事項を総理の名前でやります場合に、私のほうで實際上扱つていう事実上の分担はございませうので、そういうやうなもので、あるいはまた関係という立場から、いまのような御議論につきましては十分傾聴いたしまして、今後も考えていきたいと思つております。

○受田委員 それでは次に、墓参団の派遣を相次いでやつておられるわけですが、私はこの間から東南アジアの國々を視察したときに——マレーシア國にも墓参団が行かれて、それに現地の國家も非常に便宜をはかった、現にルソン島にも墓参団が行つておられる、こういう形でございませうが、この墓参団、遺骨収集、この二つの目的を今後どういう計画で進めようとするのか。これはきのう河野さんが質問されておつたが、英靈の御遺族にしてみれば、やはりそのお骨を持つて帰るといふことは悲願ですね。そういうところで、どのような熱意を持って今後取組まれようとしているのか、お答え願ひたい。

○鈴木国務大臣 遺骨の収集につきましては、政府の責任でこの仕事を進めてまいつたところでありまして、中国大陸、その他一部を除きましては、一とおり遺骨の収集を終わつた、こういうこ

とでございますが、しかし、何ぶんにも限られた人数と、また限られた日時をもちまして、非常に広範な地域にわたって行なったわけでございまして、まだまだ不十分な点がありますことは私も十分承知をいたしておるところであります。したがって、今後におきましても、多数の方々がお亡くなりになったところでありまして、特にその後に引き続き遺骨が散逸しておるとか、あるいは、重点的に、今後におきましても引き続き遺骨の収集をやっている。これは政府の責任においてやっていたい、かように考えておるわけでありまして、四十一年度予算におきましても、若干の予算を計上をいたしておるところであります。

なお墓参団につきましては、これは御遺族の団体でありますとか、あるいはまた戦友の団体でありますとか、そういう方々が現地に参りまして、慰霊を行なうというようなことは、私は御遺族や戦友の方々の心情をいたしましては十分そのことは尊重されなければならぬ、こう思うわけでありまして、政府としても、できるだけ、たとえば相手国との交渉でありますとか、あるいはそこへ参りますまでの船や飛行機等の世話でありますとか、そういうあらゆる面での便宜を政府としてものはかかってまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○受田委員 今後の計画を事務局で何かお立てになっておられれば、それを御説明願いたい。

○実本政府委員 今後におきまします遺骨の収集の計画につきましては、従来実施いたしました遺骨収集集は何ぶんにも、いま大臣からもお話がございましたように、広大な地域に対して限られた日数と人員等で行なつたものでありますので、その後いろいろ条件が変化いたしましたことによりまして、未処理の遺骨があらわれてまいりました。これは、これを放置いたしておきますことは適当でない場合がまゝ出てまいりましたわけでございします。そのような場合に、あらためて遺骨収集を行

なうというふうに考えているわけでございします。が、本年度といたしましては、このような地区といたしまして、南洋諸島のペリリュー島、それからオーストラリアの東方にございしますニューカレドニアの遺骨収集を行なうこととして、目下その具体的な計画を立てておるところでございします。また墓参につきましては、本年度は御承知のようにより、目下その交渉をやっておるところでございします。

○受田委員 今度は私はひとつ具体的に法律に關した問題をじかの問題をお尋ねいたしますが、この昭和二十七年の戦傷病者戦没者等遺族援護法がスタートして以来、三十一年に恩給特例法が誕生するということに、だんだんと緩和された方向に国家補償の線が進められてきた。繰り返す恩給法改正を私つぶさにずっとながめ、体験してきた一人でございますが、今度の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正法案の中身を見ますと、従来の未処遇者に対して大幅な処遇をここに取り上げられております。何回かわれわれが要求した問題がここに採用されてきたわけでございしますが、これは一応喜ぶべき現象だと私たちとしては思っております。ただここで、従来採用された法律の規定で、当然これにつながる問題として残されている基本問題があるわけですから、それは勤務関連者に対する処遇です。恩給特例法で勤務関連者の処遇が死亡者に限り一応された。ところが、障害者やもししくは準軍属の立場の皆さんにはなおこれが一向に未処遇のかっこうになっておる。この勤務関連でなくなられた軍属とか準軍属の遺族に対する遺族給付金を支給することと同時に、とうとういかにだを傷つけられた皆さんの苦痛は、生存をしていただけない大きな苦痛があるわけなんです。ところが、いま戦傷病者に対する勤務関連の処遇は一向ははかられていないのは、これはどういう理由からですか。いまの二つの、未処遇の残された問題、これは何とかしようとはしているのかどうか。

○大屋敷説明員 ただいまの問題は、内地死没者に対する公務扶助料、特例扶助料が支給されておるにもかかわらず、同じ職務関連によって傷病にかかった方については何らの処遇もされておらない、こういう点だろうと思ひますが、御承知のようには、特例法は本来公務に準じない傷病によって内地において死亡した方、これを救済する意味で、恩給法としましては特例的な法律であつたわけでございします。したがって、生存者にまでこの特例的な措置を拡大することは恩給法のたてまえからいへばかといふことで、今日までそのまゝになつておるわけでございします。幸い、今回恩給審議会というものが設けられますので、その場において検討されるということになろうかと思ひます。

○実本政府委員 先生のお尋ねの後半の、準軍属の勤務関連の死亡者にかかります処遇でございしますが、これは、先生のおっしゃる方向でわれわれ努力いたしておりますが、まだその努力が実らぬわけでございします。

○受田委員 恩給当局もこれを恩給審議会にゆだねて、答申を待つてやりたいという決意のようですね。それから準軍属の場合は、援護法で何かの処遇をしたいと、いずれも前向きな検討をされている趣であります。私、ここでひとつはききさしていただきたいのですが、この前の委員会でも栗山議員からだつたと思うのですが、例の勤務関連の障害者についての処遇に關係したお尋ねで、当局の実本さんの御答弁を聞くと、障害者の場合、「障害の程度に變動が認められます場合におきましては、年金たる障害年金を支給いたします」と、障害の變動に応じてその額を改定してまいるといふことによりまして、現症に即応いたしたという適切な援護を行なうことが妥当であると考え「と御答弁になつておられる。このことは障害の程度による。それで變動があつて、たとえば二款症であつた者が一款症になつたという場合には、變動があつて症状が重くなつたという判断であるならば、これは当然年金たる障害年金を支給

する性質のものではないかと思ひますが、いかがですか。

○実本政府委員 三款症であつた者が一款症になるようなそういうもの、症状が固定しない不安定で、まだ増額する可能性があるというふうなケースにつきましては、それは年金を給付いたしまして処遇するというのが妥当であると考えておるわけではあります。

○受田委員 あなたはこの間の御答弁の中で、勤務関連の傷病についての措置についてお考えを明らかにされておるのでございしますが、その中で政府は、この勤務関連傷病について、いままで予算上の要求をしたことがあるかないか、これを伺いたいです。

○実本政府委員 予算要求したことはございします。

○受田委員 三十九年に要求されておりますね。要求されている以上は、ひとつこのあたりでもう厚生省としてははっきりした態度を示していただきたい。勤務関連の傷病についての措置、これはもうおとし予算に計上されている。ことしはなぜこれを予算要求されなかったのか、お答え願ひたい。

○実本政府委員 これは旧軍人の關係の特例でございしますので、まず軍人の処遇といたしまして恩給法の公務扶助料のはうの特例法からやつていただくというところで整理してはどうかとどうだろうか考えたわけでございします。

○受田委員 恩給特例法の關係であるからということですか。これは援護法で当然まだ措置する道もあるわけですね。恩給法に限らず援護法で救う道があるはずなんです。

○実本政府委員 いまの特例法で、先生がおっしゃいます対象の大部分は軍人のはうでございまして、もちろん厚生省の關係の特例年金のはうの対象になるものもございします。しかし大部分が恩給法の特例の公務扶助料のはうに集中いたしておりますので、それと同じ歩調で進んではどうかどうか、こう考えたわけでございします。

○受田委員 しかし、これは恩給特例では救われない、この機会に何らかの勤務関連の傷病者、内地で病気になる、特に内臓の疾患の立場の人などというものは、非常に悲惨です。内臓の傷病の場合は非常に重態であっても、六項症とか五項症とか、まあ一症とか二症とかいう人が多くいわけですね。重態であって、もう病院で再起不能だといふ人が、項の症状で非常に低いところに置かれておるんです。これは今度症状等差等の審議会が答申を出すということで、われわれ相当期待しておるわけですが、そういう人々に対して、これをいつまでも勤務関連だからといって、まあ恩給特例の死亡者に対する処遇に重点を置いていく、生存者のほうはあと回しなどという考え方は、私は成り立たぬと思うんですね。どうでしょう。

○実本政府委員 政府といたしまして、三十九年には要求したわけですが、先生の御意見のように政府としても考えておるわけですが、先ほど申し上げましたように、恩給特例とそれから援護局でやっております特例年金との歩調を合わせまして、大部分の対象が軍人の場合でございますから、それと歩調を合わせまして同時に解決すべきではないだろうか、こう考えたわけでございます。

○受田委員 これは恩給特例のほうとの歩調を合わせる、審議室長、そういうふうでいいんですか。

○大屋敷説明員 まあ特例法関係におきましては、主として軍人ですが、軍人につきましてもは、特例法という法律一本で処遇されておりますので、その法律の改正によって処遇する、こういうふうになるかと思いますが、準軍属関係につきましても、やはり権衡論としましては、軍人と同じようにやるのが妥当であるという議論もあるかと思ひます。

○受田委員 私がいまお尋ねしておるのは、議論じゃないのです。現実の問題で、非常に症状の進んでいるこれらの勤務関連の旧軍人に対する障害

年金の支給制度というものを、少なくとも政府でいち早く手をつけるべきであるということをお願いしておるわけですが、そこで、恩給局で扱うものという援護局のお話のようでございますが、恩給局でそれを本気でやるのですか。準軍属はこれのほうだ、軍人はこちらのほうだということ、責任の転嫁でなくして、両方一緒にこれと取り組むという決意かどうか、これをいまお答え願ひたいです。

○大屋敷説明員 これは厚生省のほうからお答えするのが適当じゃないかと思ひますが、援護法と申しますのは軍人とそれから準軍属その他恩給法の適用を受けない方々が含まれておるわけでございます。軍属関係につきましてもは特例法という法律があるわけでございます。その他は援護法の関係になるわけでございます。しかし全般的にながめまして場合には、やはり権衡論としては、処遇するのであれば一様にやるというのが適当じゃないかと考えております。

○受田委員 はっきりお答えを願ひたい。これは来年度の措置として、恩給局も援護局も厚生省も、双方ともこれを来年の実現を目途に作業を進めるといふ御意思があるかどうか。これだけはいきり承っておけば、もうこれ以上追及しません。

○実本政府委員 軍人それから軍属、準軍属と歩調をそろえまして、この方向で考えていくべきである、こう考えております。

○受田委員 これはあまり時間をかけぬほうがいいと思ひます。それでこのあたりで、この勤務関連の障害者を含む処遇を、来年度の実施を目標にぜひ作業を進めていくという御決意のほどを承りたいのです。

○鈴木国務大臣 この問題はかねてからの懸案でございますので、明年度実現するという方向で最善の努力をいたしたいと思ひます。

○受田委員 いま一、二、あなたも五時までということですから、できるだけ私一時間以内で片づけます。

今度の改正案で、第一条のただし書きの中に、

一時金の一方的な措置が書いてある。これは不具の状況に依りて一時金を支給するという一方的的な措置が書いてあるが、恩給法の関係ではこの点は選択の自由が許されておる。これはどういふ片手落ちだったのですか。

○実本政府委員 恩給法と援護法の扱いが違ふわけでございますが、援護法におきましては、障害者の不具の状況に依りて適切な援護を行なうというものがたてまえてございまして、障害が款症程度という比較的軽度であって、しかもその状態が不変であった場合には、むしろ高額の一時金たる障害一時金を支給いたしまして、更生のものとすることが援護の実をあげるゆえんと考えられるわけでございますが、これに對しまして障害の程度に変動が見込まれる場合には、年金たる給付を支給いたしまして、障害の変動に依りてその額を改定してまいるというふうに、そのときそのときの現象に即応した適切な援護を行なつてまいることが適当であらうと考えたわけで、そういう考えから割り切った措置でございます。

○受田委員 これは局長さん、やはり恩給法の精神をここで私は生かしてはしかなかったのです。これはもう来年でも直されようと思ひます。ひとつ来年はこの一時金でもうおしまいだ、たとえば二款症でいままで一時金をもらった者が今度一款症で事後重症で重いものになったとしても一時金の差額しかもらえない、こういうことでなくして、やはり障害年金制度というものを希望する者にはその道をとるといふ、これは恩給法に準じた扱いをおとりになるほうが私はいいのじゃないかと思ひます。御検討していただけますか。

○実本政府委員 障害者の援護の措置としてどちらかを選択させたほうがいいか、それともこちらがそういう場合を割り切つていまのようなたてまえていくのがいいか、いま少し、先生の御意見もございまして、そういう問題について検討いたしまして、障害者の援護に最もいい方法をとりたいと考えております。

○受田委員 今度できてゐる症状等差調査会なる

もの、私これはこの間も要求しておきましたが、實際診断の実力を持つ実務担当者を選べ、その線、いま岩原先生も入つておられるようです。ところが、この前三十三年のときだったか、私たちが臨時恩給調査会で答申を出して——この症状等差調査会とやはり同じような会ができて、そのときと答申の扱い方が、政府でございまして、政府でございまして、むしろこれは法律の中へびしつと入れて、別表の第一表の中へこれを加える、こういう形式を今度おとりになりますか。症状等差調査会の答申ができた場合の扱い方です。

○大屋敷説明員 今回の症状等差調査会の根拠は法律ではございせん、予算上の措置として一応そういう会を設けてございまして、しかしその内容につきましては各界の専門家の方に委員になつていただきまして、主として恩給法に規定されております障害の程度、これは非常に古い法律によつて規定されておりますものを現在の医学とあるいは科学の進歩に依りてに慎重にそこで審議していただくということになっております。

○受田委員 もちろん法律で生まれた調査会ではありせん。これはよく存じておるのですが、しかしその答申の扱い方はやはり別表の中へ答申の内容を織り込むような形にしていこうが筋として通るのではないかと、こう思ひますが、その御意思はないわけですか。法律事項の中へ、恩給法の別表の一へこれを差し込む、こういう御意思はないかどうか。

○大屋敷説明員 ちょっと御趣旨がわからないのですが、答申の結果について、恩給法の別表を改正するかどうかということでございますか。その点につきましては、答申の結果、もし改正を要する点がございましたならば法の改正をはかる、こういうことでございまして。

○受田委員 この先生はよくわかる。必要と認めたら改正することですね。これはまあ一カ年間ですから、まだいまだから研究する余裕がある

したが、いまして、恩給あるいは遺族援護法によります遺族年金あるいは障害年金担保の場合でありますれば、結婚資金あるいは学費等につきましても融通することができるとも申慰金國債、この同じ遺族援護法によりまして担保の貸し付けを受け種の交付公債をもちまして担保の貸し付けを受けられようという方につきましては、これはやはり国民金融公庫の本来の業務ということで、生業資金につきましてのみこれを貸し付け申し上げるというたてまえに相なっております。

と思うのでございますけれども、交付公債の場合等におきましては、いろいろございまいしょうけれども、やはり一定の弔慰金等の目的でもって交付されておるのでございまして、しかもそれが一時におきまして財政支出することの困難もあったかと思ひますけれども、十年以内に償還すべき国債ということで発行がされておるわけでございまして、そういう意味からいましてやはりその償還期限内に財政資金をもつて多量に買い上げにくとかあるいは貸し付けをしていくとかというこ

○辻説明員 この問題は以前にもお尋ねがございましたし、いろいろと御要望も承っておりますので、私どもといたしまして引き続き検討してまいった問題でございます。しかしながら、この問題につきましては制度的に申しますとなかなかむずかしい点もございます。と申しますのは、現在の共済組合制度は、御承知のように、恩給制度と旧共済組合制度とを統合したものでございまして、その制度上の期待権はできる限り尊重すること

○受田委員 理解に苦しむじゃなくて、増加恩給と普通恩給とくっついているのです。それは増加恩給だけは辞退して消滅するということになっているのです、法律は。それでどうですか、筋が通りますか。恩給局でそんなことを考えたならそれこそおかしいじゃないですか。その法理論のほうがおかしいです。

○大廳説明員 ただいま増加恩給と普通恩給とあわせて放棄するという事になっております。

○受田委員 ところが増加恩給を辞退したという場合に、辞退を奨励する規定を設けているのです。そのことはどうかということですが、三十四年から始まっていますが、法律ができた日から六十日以内とか、増加恩給は消滅するという法律があるのです。

○辻説明員 ただいま御指摘のように、施行日から六十日以内に増加恩給権を放棄いたしますればこちらのほうに通算するという事になっているわけですね。

○受田委員 そうすると増加恩給は切れるのです。増加恩給は全然なかったことになるのです。そういう冷然たる措置が認められるかと私は問うている。通算すると言っていない。増加恩給部分ははずしてしまふ、消滅しておるのです。通算じゃないのです。

○辻説明員 先ほど申しましたように、共済組合制度は恩給制度を引き継ぎましたものですから、恩給制度にありました期待権という問題はそのままの形で取り入れて尊重するというたてまえにならなければなりません。しかし先ほど申し上げましたように、恩給の扱いが増加恩給と普通恩給と一体として取り扱っておるというたてまえになっておりますので、こちらのほうもそれを一体として取り扱ひまして、増加恩給だけ認めるというようなことはとっていないのでございます。

○受田委員 ちょっと質問に答えていただきたい。国家公務員共済組合法だつて、公共企業体職員共済組合法、地方公務員の共済組合法の長期給付施行法におきましても、長いものは三ヶ月、短い分は六十日で、施行日から六十日以内に増加恩給を受ける権利を希望しない旨申し出たときは増加恩給分の権利は消滅すると言っている。そういう片手落ちがあるかということですが、消滅してしまふのですよ、これは。消滅さしていいものかどうですか。恩給局にしても残念じゃないですか。消滅すると言っている。通算するとは言っていない。

○辻説明員 放棄いたしました場合にはこちらに通算する、放棄いたしません場合には増加恩給は認めますが、こちらの共済年金のほうは通算の措置をとらない、こういうことになっております。

○受田委員 そこの点で、非常にそれが片手落ちなものです。一方で増加恩給をそのまま認めれば通算しない、放棄したら通算する、どっちにしてもこれは選択権を行使する側から見たら痛いものですよ。やはり増加恩給部分を何かの形で生かしてやる手を使わなければならぬ、それについて御配慮をお願いいたします。

○辻説明員 その点は再三繰り返して恐縮でございますが、恩給のほうのたてまえが増加恩給と普通恩給と一体として取り扱っておりますので、こちらもそういうたてまえにいたしておるのではありませんけれども、ただいまの御趣旨を勘案いたしまして、恩給局とも連絡をとりながら今後引き続き検討してまいりたいと思ひます。

○受田委員 それでよろしいが、これも二年も三年も前に指摘したのが一向解決しないからまたこれを繰り返さなければいかぬようになっております。

おしまいに、軍艦「陸奥」の英霊が、約二千人なくなられていま山口県岩国市の沖の島の陰に眠っておられる。日本近海におられるこの英霊約二千人の扱いを戦後二十年なぞそのままに放置しておられるか、お答え願ひたいのです。

○実本政府委員 軍艦「陸奥」は、御存じのように沈没当時千二百二十一名の殉職者がございまして、当時百六十五名の遺体が収容されましたが、その後昭和二十四年から二十八年にわたりまして搭乗物資の引き上げを行なった際に遺体を収容した結果、氏名の判明しない遺骨六百八十四柱を収容することができました。いまの現状は、潜水夫が到達できない船体内の奥深いところにお三三柱ばかりの遺体が存在いたしておるわけでございます。この残存遺体の収容につきましては、おっしゃいますように、もう終戦後ずいぶんたつておるわけでございますが、海底深く沈没しております

す関係上、この船体を引き上げませんと、その下にありますところの遺体が出てまいらぬわけでございます。この船体そのものを引き上げますに

ついては、危険が多かりまして、なかなか引き上げ作業が困難だということでございます。従来はこういった残存遺体の引き上げについて、「陸奥」だけでございまして、だいたいこの近海にそれういったかっこうで海底深く眠つておられる遺体があるわけでございますが、やはり非常に深いところにある。あるいは浅いところにあるものについては大體措置いたしておりますけれども、

船体の引き上げということが非常に技術的にもむずかしいのでございまして、いまそれが国有財産になってございまして、国有財産を民間業者に払い下げましてそれを引き上げていただくというときに、遺体を損じないようにできるだけ丁寧に扱つていただいて、こちらにお届け願ひような方法で処理をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○受田委員 国有財産ということでございまして、大蔵政務次官、この軍艦「陸奥」の引き上げはどういうかっこうに——ちょっと大蔵省のどなたか……

○松永政府委員 軍艦「陸奥」につきましては、現在も国有財産ということで私たちが管理しておるというたてまえになっております。水深四十三メートルのところは現在沈没しております。これを引き上げるといふ場合には、通常私のはうとしましては、国有財産を払い下げる。これは沈没の状況を調査して、引き上げる能力を持っておるサルベージ業者等に対してしまして、引き上げることを前提とした払い下げというところで、従来払い下げてまいつておりますが、「陸奥」につきましては従来もこれを引き上げたいという希望を持った会社もございまして、種々、従来引き上げたいというところで検討してまいつたわけでございますが、最終的にはなかなか深いところにあるというところで、現に船の底に眠つておられるこの英霊を、爆破して引き上げるといふような事態になっては困

るというふうなことで、そのまま、沈没したままの状態を引き上げるといふことが、現在の技術等から見ましてなかなか困難でございます。そういう現在の状況になっております。

○受田委員 私は、かつてこれを取り扱つたサルベージの中に、中にあったものいいものをみんな持つて逃げた者があつたというのを聞いております。英霊の引き上げをしないで、中にあつた搭乗物資を持つて逃げたのがあつた。こういう不届きなやつはあなたのお聞きになっておると思ひますが、いかがですか。

○松永政府委員 これは終戦後建設省が特殊物件として取り扱つておつた時代に、建設省の委任を受けております山口県の知事がこの搭乗物件を払い下げたということがございます。払い下げしましたのは船体ではなく搭乗物件でございます。この搭乗物件を引き上げる際に、その船体の一部をもちかすめてこれを引き上げているという事案がございまして、こういうものにつきましまして、当時その事実がはつきりいたしましたので、国としては当該相手と損害賠償の請求の訴訟を起して、最高裁までいきまして、ついにこれは勝訴になっております。なお、その当時の会社の役員、社長でございまして、これは背任ということとで、刑事事件としてこれも裁判の確定をされております。

○受田委員 軍艦「陸奥」、当時の第一級の大戦艦が爆破したあの当時、私はそれを現実に見、その悲劇のあとをながめて——私はその近くで学校に上つておつたわけだが、もう一切を國家の防諜の關係で秘密にされたのです。ところが、その後この軍艦「陸奥」の扱い方が、いまあなたが指摘されたようなところのサルベージがこれを盗んで——英霊をかまうどころじゃないです。英霊を引き上げるのではなくて、盗人をした。これは私は非常に残念です。しかしこれは処分されたというところですけれども、しかしこのあと、英霊を何とかして引き上げてやらなければならぬ。御遺族は全部わかつておるのです。今度の全日空の事件で

なくなられた人の最後の一人を引き上げるまで骨折った、これほどの力を入れられて軍艦「陸奥」の引き上げを実行されたならば、ただけ全国の遺族が喜ばれるか、またわれわれも安心するか。本気で取っ組みでください。それからいままの様に民間に払い下げると、必ずいままの世では悪いことをしますよ。悪いやつがおりますから。政府自身が何か監視しながらやるという形で、すみやかにこれを実行してもらいたい。その見通しについて政務次官なり局長から御答弁願います。

○松永政府委員 私のはうは実は国有財産の管理ということをしていておるところでございます。国有財産の管理上、この本件は払い下げを行なうという考え方に立っておるわけでありまして。従来からこの払い下げの際には、こういう海底に眠っておられる英霊を丁寧に引き上げたいということに注意して、また厚生省と協力してまいっておりますのでございます。私のほうでは国有財産の管理処分を通じて厚生省と協力してまいりたいという考え方でございます。本件は単独で国で、私のほうで引き上げるといふことにはまいらないかと思っております。現在これを引き上げると申しますのは、くず鉄の価格が相当上がっております、また一面引き揚げする技術、サルベージの技術が、そのまゝの状態では浮上させるという技術が進まないと、実際問題として安全に英霊が上がってくるというのにはなかなかむずかしい状態である、こういうふうには専門のサルベージ等から聞いております。一面においては引き上げる費用と、引き上げて得たくず鉄の価格によって、採算ベースに乗るかどうかが、すなわち国有財産の払い下げとして成立するかどうかということが私のほうの問題でございます。今後ともそういう点で、こういう引き上げの技術が進み、そういう奇麗な人があらわれてくることを勧奨したいと思っております。

○受田委員 私はちょっと不満があるのです。それは、あなたは引き上げの費用とかいろいろものを計算してからとおっしゃる。また英霊を爆破しなければいけぬかもしれぬとおっしゃる。私は英霊を爆破というのは初めて聞いたが、こういうことは私はほんとうは許さないことだと思ふ。引き上げの費用は幾らかかっても——全日空のとき遺体の捜索にどれだけの金をかけられたのですか。ところが国家のためにあれだけの犠牲を払ったといふ英霊を海底に二十年も眠らして、たゞそれを引き上げる費用を計算して、くず鉄の値段が幾らになるかというのを考えるなんて、根本的に間違っていると思う。厚生省、どう思われますか。大蔵省はいま打算的に引き上げを考慮しておられる。厚生省は英霊を大事にするという意味においてこれに対して反論してもらいたい。

○松永政府委員 いまちょっと私、ことが足らなくて、先生誤解を受けられてまことに申しわけございません。私が申しましたのは、国有財産の処置としての面を申し上げたわけでございます。この英霊をいかに処理するかというところは厚生省当局が考えておられることだと思ひます。

○奥本政府委員 遺骨の収集につきましましては最近来、河野先生からは各南洋諸島その他全戦域に散らばっております遺骨の収集の問題につきましまして御鞭撻をいただいたわけでございますが、きよの先生の御話は、いま海底に眠っております遺骨の収集を政府の責任においてやれという御趣旨でございます。全くこもともな御話でございます。ただその点は、先ほどから国有財産局長からかわって答弁していただいておりますわけでありまして、たとえは「陸奥」の場合、いま引き上げます金が十億かかるというふうに聞いておりますが、そういう意味で財政的な援助を——国が強制的に出した犠牲者でございますから、おっしゃる通りにそれは幾らかかるうとも全部引き上げるべき筋合いではあるかと思ひますが、ただ何ぶんにも巨額の財政的な措置を要するものでございまして、その辺もございまして、国有財産を、そういう悪徳業者じゃなくて、善意で引き上げようという業者があれば、それをなるべく安く払い下げていただいて、せめてそういう英霊に対する国の責任を果たしていくべきじゃないか、かように考

えておるわけでありまして。

○受田委員 松永さん、局長さんは当時広島の中 国財務局長をしておられて、あなたの御所管の中にこれがあつたのです。いまそういうふうな何と かしきたいという気持ちはわかるのですが、ひとつ 政務次官、よく局長さんとも相談されて、これを いま援護局長が言われたような線で、金は幾らか かって——くず鉄の値段がどれだけになる、引 き上げが幾らになるかという計算ができたからお答 えしておいていただいて、そして日本近海、いま 水深四十二メートルです、非常に浅いところだす よ、必ずひとつ大急ぎでこの英霊引き上げをやっ て、御遺族また國民を安心させてもらいたい。御 答弁願つて質問を終わります。

○佐々木(義)政府委員 私もこの問題に関しまし て、元海軍だった方たちがグループをつくりまし て、たいへん熱心にこの問題の運動をなすつてい る方がたくさんございまして、政務次官に就任以 来幾たびか相談を受けました。まことにあなたのお っしゃるのとおり何とかしなければいけぬという 非常な衝動にかられたのでありますけれども、先 ほど大蔵省からの話もありましたように、やはり 財政的な問題でなかなかむずかしい問題もあるよ うでございまして、しかしたでまゝとしてはおっ しゃるのとおりだと思ひますので、できるだけそ ういう趣旨に沿うように努力していきたいと思ひま す。

○松永政府委員 このくず鉄の金額につきまして は、くず鉄の値段が現在動いております、最近 下がっております、一時私たちが見積もったと きには六億ぐらゐの収入があるのではないかと いふような感じを持っておりましたが、その辺の差 額は若干出るだらうということです。

なお、つけ加えて申し上げさせていただきます のは、私も中国財務局長の当時、この英霊の眠る 「陸奥」の管理をいたしておりました、この「陸奥」 を何とか引き上げたいということで八幡製鉄とす いふん話し合つた時代がございまして、いわゆる 資金的な面のほかに、もう一つまだ日本の現在の

サルベージの技術の状態では、爆破するようなこ とをしないで、そのまゝの状態で引き上げるとい うことにはやはり相当な困難がある。これは私も 技術者等からこまかく聞きまして、今後の技術の 開発等にもまたなければならぬ点があるという ふうに感じております。

○田中委員長 次会は公報をもつてお知らせする こととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和四十一年六月十六日印刷

昭和四十一年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局